

箕面市個人情報保護条例の解釈と運用

箕 面 市

目 次

第1章 総則	
第1条(目的)	1
第2条(定義)	3
第3条(実施機関の責務)	5
第4条(事業者の責務)	6
第5条(市民の責務)	7
第6条(適用上の注意)	8
第2章 個人情報の収集制限等	
第7条(個人情報の収集等の一般制限)	9
第8条(個人情報ファイル設置の届出及び公表)	11
第9条(個人情報の収集の制限)	16
第10条(保有個人情報の収集目的外利用及び外部提供の制限)	22
第11条(電算処理の規制)	27
第12条(保有個人情報の委託処理の制限)	29
第3章 自己情報の開示等	
第13条(自己情報の開示の請求)	31
第14条(自己情報の訂正の請求)	36
第15条(自己情報の削除の請求)	38
第16条(自己情報の利用等の中止の請求)	39
第17条(自己情報開示等の請求手続)	41
第17条の2(自己情報の存否に関する情報)	45
第18条(自己情報開示等の請求に対する決定等)	47
第19条(自己情報開示等の方法)	50
第20条(費用の負担)	52
第4章 公正な運営	
第21条(個人情報の適正な維持管理)	53
第22条(運営審議会)	55
第23条(運用状況の公表)	57
第5章 異議申立て等	
第24条(審査会への諮問等)	58
第24条の2(諮問をした旨の通知)	60
第6章 事業者に対する指導、勧告等	
第25条(事業者に対する指導、勧告及び公表)	61
第7章 雑則	
第26条(他の法令等との調整)	63
第27条(委任)	64
第8章 罰則	
第28条	65
第29条	67
第30条	68
第31条	69
第32条	71
第33条	72

第1章 総則

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護が個人の尊厳を確保し、公正な市政を進める上で必要不可欠であることにかんがみ、実施機関、事業者及び市民の責務並びに個人情報の収集等及び自己情報開示等について必要な事項を定めることにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。

<趣旨>

本条は、「箕面市個人情報保護条例」(以下「条例」という。)の目的を明らかにしたものである。

<解釈>

1 「情報化社会といわれている今日、情報のもつ重要性がよよく意識されているが、ときには個人情報商品として流通し、個人のプライバシーを侵害する事例も生じてきている。

個人のプライバシーを守るためには、行政機関はもとより個人情報を扱う事業者や市民がそれぞれに、基本的人権としてのプライバシーを尊重していくことが重要であるが、特に、地方公共団体は常に住民と接し、個人に関する情報を大量に保有していることから、個人情報を制度的に保護していくことが求められる。」(箕面市個人情報保護制度審議会答申文抜粋)

そこで、条例は市民の基本的人権の擁護に資することを目的として、個人情報の収集等や自己に関する個人情報の開示等に関する諸規定を定めたものである。

2 「実施機関、事業者及び市民の責務」とは、条例の第3条から第5条に規定するそれぞれの責務をいう。

3 「個人情報の収集等」とは、実施機関の個人情報の収集、保管及び利用をいう。(第7条参照)

4 「自己情報開示等」とは、本市が保有する自己情報の開示、訂正、削除及び利用等の中止の請求権が保障されることをいう。(第17条第1項参照)

5 「市民の基本的人権を擁護する」とは、個人情報の保護対策を講じることにより、基本的人権としてのプライバシーの権利を擁護することをいう。

6 情報公開制度では、市が保有する情報は原則公開としているが、箕面市情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)第7条第1号で個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに開示されないことを定めている。「個人に関する情報」は、原則公開

の適用除外として個人のプライバシーの保護を図っている。これは、消極的な意味でのプライバシーの権利を保障したものである。

一方、個人情報保護制度においては、個人情報を市が収集する場合や、外部へ提供する場合の制限を規定し適正な管理を図っている。そして、自己情報の開示等の請求権を保障することにより、積極的なプライバシーの権利の保護を実現している。

7 箕面市個人情報保護制度審議会（以下「制度審議会」という。）は、「箕面市における個人情報保護制度のあり方」に対する答申の中で次の6原則を明らかにしているが、条例はその(6)に基づいて制度化を図るべき提言があり、制定したものである。

- (1) 市が保有する個人情報ファイルは、原則として公開する。
- (2) 個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成に必要最小限の情報を原則として本人から直接収集する。
- (3) 個人情報は、原則として収集した目的以外には利用・提供しない。
- (4) 自己に関する個人情報については、開示はもとより、訂正・削除を請求する権利を保障するとともに、不当な利用・提供に対しては中止を求めることができるものとする。
- (5) 個人情報については、常に適正な運営と管理がなされなければならない。
- (6) 条例によって制度化する。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)をいう。
- (2)実施機関 箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関をいう。
- (3)事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (4)保有個人情報 実施機関の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。ただし、議会の議員を除く。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、情報公開条例第2条に規定する行政文書に記録されているものに限る。
- (5)個人情報ファイル 一定の目的のために体系的に収集し、管理している保有個人情報の集合をいう。
- (6)本人 個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

<趣旨>

本条は、条例で用いる用語の定義について定めたものである。

<解釈>

1 第1号関係

- (1) 「個人に関する情報」の「個人」とは、自然人をいい法人を含まないから、法人その他の団体に関する情報は本号に該当しない。また、事業を営む個人の当該事業に関する情報も個人情報から除外される。さらに、「情報」の内容及び種類、マニュアル(手作業)処理及び電算処理並びにその他の処理方法のいかんを問わず保護の対象とする。
- (2) 「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」とは、氏名や住所等によって特定の個人がその情報から直接分かる場合のほか、氏名が記載されていない場合、記

号番号等で他の情報と結びつけることにより特定の個人が分かる情報又は内容で特定個人が推測できる情報を含む。

- (3) 条例の対象は、実施機関が保有するすべての個人情報であり、外国人を含む市民に関する情報のほか、市民以外の情報や市の職員に関する情報も含まれる。

2 第2号関係

本号は、情報公開条例第2条第1号に規定するものと同一である。（情報公開条例の解釈と運用（P2〈解釈及び運用〉）を参照）

3 第3号関係

「法人」とは、営利法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、公益法人等のすべての法人をいい、「その他の団体」とは、自治会、消費者団体等のいわゆる権利能力なき社団等をいう。

国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公共的性格に鑑み、本号の法人の範囲からは除外する。なお、独立行政法人等とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいい、地方独立行政法人とは、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業（例：物品販売業、畜産業、医業等）を営む個人のほか、農業、林業を営む個人をいう。

4 第4号関係

「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により、実施機関が委任を受け、又は補助執行として処理している事務が含まれる。

「当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものをいい、いわゆる情報公開条例上の行政文書に記録されている個人情報である。

5 第5号関係

「一定の目的のために体系的に収集し」とは、一定の使用目的のために、記録項目の内容や配列の同一性等一定の基準に基づいて個人情報が集められることをいう。

具体的には、個人に関する名簿・台帳その他の形態の文書で、個人情報を氏名・番号等により検索できるものが該当する。

第3条 実施機関の責務

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、この条例の趣旨を遵守し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

<趣旨>

本条は、個人情報の保護に関し、実施機関の果たすべき責務を定めたものである。

<解釈>

1 第1項関係

(1) 「条例の目的を達成するため」とは、個人の尊厳を確保し、公正な市政を進めるため個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護に資することをいう。

(2) 「必要な措置」とは、次のようなことが考えられる。

条例の施行に関して必要な各実施機関ごとの施行規則その他の規定の制定（条例第27条参照）

個人情報ファイルの設置とそのファイルの公表及び閲覧措置

運用状況の公表

職員の意識啓発

個人情報の保護のための事務処理上の改善と整備

2 第2項関係

個人情報の守秘義務については、地方公務員法第34条で「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定されているが、「みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない」と規定することにより、地方公務員法の守秘義務により保護されるべき個人情報の範囲をより広く捉え、実施機関の職員に義務として課すものである。

第4条 事業者の責務

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

<趣旨>

本条は、条例の目的を達成するために、事業者が果たすべき責務を定めたものである。

<解釈>

- 1 「事業者」とは、市の区域内に事務所又は事業所を有し、かつ事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。営利や非営利の別、事業内容等を問わないものである。
- 2 事業者がその事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報を保護することの重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関する措置を自主的に講ずることを明らかにしたものである。
- 3 「市の施策に協力しなければならない」とは、条例第25条に定める指導、勧告に従うほか、実施機関が行う施策に協力することをいう。

第5条 市民の責務

(市民の責務)

第5条 市民は、相互に個人情報保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

<趣旨>

本条は、条例の目的を達成するために、市民が果たすべき責務を定めたものである。

<解釈>

個人情報の保護に関しては、市及び市の職員、事業者並びに市民がそれぞれの立場でその重要性を認識して、協力しあうことによって真の実効性のある制度となる。

このため、市民は主体的に個人情報の保護についての理解を深め、市とともに条例の目的を達成するよう協力を求めたものである。

第6条 適用上の注意

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

<趣旨>

本条は、条例を適用するに当たっては、日本国憲法で保障されている表現の自由や営業の自由などに十分留意し、これらを不当に侵害することのないようにすることを定めたものである。

第2章 個人情報の収集制限等

第7条 個人情報の収集等の一般制限

(個人情報の収集等の一般制限)

第7条 実施機関は、個人情報の収集、保管及び利用(以下「個人情報の収集等」という。)をしようとするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲で行わなければならない。

2 実施機関は、行政執行上必要とし、かつ、正当な職務権限を有する場合を除き、次に掲げる個人情報の収集等をしてはならない。

(1) 個人の思想、信条及び信教に関する情報

(2) 社会的差別を引き起こすおそれのある諸事実に関する情報

<趣旨>

本条の規定は、第1項において、実施機関が個人情報を収集、保管及び利用をしようとする場合に、適正な事務執行に必要最小限の範囲で行うべきことを定め、また、第2項においては、個人の思想、信条及び信教に関する情報や社会的差別を引き起こすおそれのある諸事実に関する情報に関しては、実施機関が原則として個人情報の収集等をしてはならないことを定めたものである。

<解釈>

1 第1項関係(適正収集の原則)

(1) 実施機関は、個人情報の収集を無制限に行ってはならず、その所掌する事務の目的を達成するために必要最小限の個人情報を収集すべきものである。また、個人情報の保管についても必要でなくなった個人情報については、早急に破棄しなければならない。その他、個人情報の利用についても目的外利用は原則として禁止されるものである。

(2) 「その所掌する事務」とは、それぞれの実施機関が法令等の規定に基づいて行う本来的な事務であり、(箕面市事務分掌条例)及び同条例施行規則等並びに箕面市土地開発公社定款に規定する事務をいう。

(3) 「目的達成に必要な範囲」とは、所掌する事務ごとの目的達成に必要な範囲をいい、実施機関が所掌する事務全体の範囲を指すものではない。

2 第2項関係(収集禁止の原則)

(1) 思想、信条及び信教の情報は、個人の内心に関する情報であり、憲法において保障されているこれら内心の自由は最も尊重されるべきである。また、社会的差別を引き起こすおそれのある諸事実に関する情報については、その取扱いに細心の注意が払

われなければならない。したがって、実施機関は行政執行上必要とし、かつ、正当な職務権限を有する場合を除き、これを収集、保管又は利用してはならない。

- (2) 思想、信条及び信教の個人情報の収集等が、法令等の規定に基づいて認められている場合がある。なお、「信教」とは、憲法でいう「信教」であり、一般的には「宗教」と同義語である。

<主な具体例>

成年被後見人又は受刑者の本籍地の市町村長からその旨の通知（公職選挙法第11条第3項）

所属政党などの名称を記載した立候補の届出書（公職選挙法第86条）

職員採用の際の欠格事項の照会（地方公務員法第16条）

- (3) 「行政執行上必要とし、かつ、正当な職務権限を有する場合」とは、市民の健康、安全、福祉の向上などの正当な行政目的を遂行し、達成しようとする場合であって、その権限の範囲内において個人情報の収集等をしなければ、その行政目的を達成し得ないときをいう。

<主な具体例>

在宅重度障害児等緊急一時保護事前利用申出書

栄典、表彰等の候補者について刑罰の有無を確認する場合

ケースワーカー又は保健師のケース記録・相談記録

更生援護施設等入所者名簿

- (4) 「社会的差別を引き起こすおそれのある諸事実にに関する情報」とは、社会通念上、特定の個人が、周囲の人々から差別意識をもたれるおそれがある情報で、人種、門地、犯罪歴、特定の病歴、成年被後見人などをいう。

- (5) 実施機関がその所掌する事務の目的達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集したとき、又は正当な理由もなく思想、信条及び信教に関する情報並びに社会的差別を引き起こすおそれのある個人情報（センシティブ情報）を収集したときは、自己情報の削除請求（条例第15条）の対象となるので、本条の収集等の一般制限は、厳正に取り扱う必要がある。

第 8 条 個人情報ファイル設置の届出及び公表

(個人情報ファイル設置の届出及び公表)

第 8 条 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 収集しようとする個人情報の対象者
- (4) 収集しようとする個人情報の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出をした個人情報ファイルを変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 市長は、前 2 項の規定による届出を受理したときは、市民に公表するとともに必要な資料を作成し、市民の閲覧に供さなければならない。

<趣旨>

本条は、実施機関が個人情報を取り扱うに当たって、その形態を明らかにするとともに、自己に関する情報の所在や内容を確認することができるように、個人情報ファイルの設置、変更又は廃止について公表するとともに、必要な資料を作成して閲覧に供しなければならないことを定めたものである。

<解釈>

1 第 1 項関係

- (1) 本項は、実施機関が保管等をする個人情報のうち、個人情報ファイルとして保管している個人情報を市長が一元的に把握するとともに個人情報ファイルの内容、利用目的等を明確化することにより、個人情報の適正な取扱いを担保していくため、実施機関が個人情報ファイルとして設置しようとするときは、第 1 号から第 5 号に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出る義務を実施機関に負わせたものである。

このときの届出は、個人情報ファイル設置届(様式第 1 号)により行う。(箕面市個人情報保護条例の施行に関する規則(以下「施行に関する規則」という。)第 2 条第 2 項)

- (2) 第 5 号の「市長が定める事項」とは、次の事項をいう。(施行に関する規則第 2 条第 1 項)

収集の方法及び収集時期

個人情報ファイルの保管場所及び管理責任者

情報システム利用の有無

- (3) 「個人情報ファイル」とは、条例第2条第5号に規定した一定の目的のために体系的に収集し、管理している個人情報の集合をいい、このファイルが条例第13条に規定する自己情報の開示請求の対象となる個人情報である。

2 第2項関係

- (1) 本項は、実施機関が第1項の規定により届出をした個人情報ファイルについて、変更又は廃止をするとき、あらかじめその旨を市長に届け出なければならないことを規定したものである。このときの届出は、個人情報ファイル変更（廃止）届（様式第2号）により行う。（施行に関する規則第2条第3項）

- (2) 「市長に届け出る内容」とは、次の事項をいう。

個人情報ファイルの名称

変更の場合にあつては、変更しようとする個人情報の項目及び変更する理由

廃止の場合にあつては、廃止しようとする理由

3 第3項関係

- (1) 本項は、実施機関がどのような個人情報を保有しているかを市民が知る手段として、公表及び閲覧用資料の作成について定めたものである。

- (2) 市民に公表する方法として、個人情報ファイル設置等公示様式（様式第3号）により公示する。（施行に関する規則第2条第4項）

- (3) 市民に公示するものは、次のものである。

設置の届出の場合

イ 個人情報ファイルの名称

ロ 個人情報ファイルの利用目的

ハ 収集しようとする主たる個人情報の項目

ニ 個人情報の収集の方法及び収集の時期

変更の届出の場合

イ 個人情報ファイルの名称

ロ 変更する理由

ハ 変更しようとする主たる項目

廃止の届出の場合

イ 個人情報ファイルの名称

ロ 廃止の理由

- (4) 市民の閲覧に供する必要な資料とは、個人情報ファイル設置届及び個人情報ファイル変更（廃止）届をいう。（施行に関する規則第2条第5項）

<運用>

1 個人情報ファイルの範囲

- (1) 個人情報記録されている名簿、台帳、リストその他これに類するファイルで、個人の氏名、識別番号等を中心に作成されたもので検索できるもの
 - (2) カルテ、相談カード等個人の識別項目等によって検索できるように一定の書式に、個人情報記録されているもの
 - (3) 個人を検索することを前提に、何らかの工夫を加えて（インデックスを付けるなどして）事実上検索可能となっている行政文書
 - (4) 個人情報記録されている磁気記録で検索できるもの
- 2 個人情報ファイルの設置の届出（開始）手続
- (1) 個人情報ファイルを新たに設置する課は、＜運用＞4の個人情報ファイル設置届記入要領を参照し、個人情報ファイル設置届（以下「設置届」という。）を作成する。
 - (2) 作成された設置届は、設置する課の受発件番号をとり、実施機関の長の公印を押印のうえ、総務部総務課に届け出をする。
 - (3) 総務部総務課は、設置届を審査する。この審査は、書類上の不備等を審査する形式的な面と、そのファイルが条例の規定に適合しているか否かを審査する実質的な面との二面を併せ持つものである。
 - (4) 総務部総務課は、審査の結果、当該設置届の内容が適正と判断したときは、速やかに公示の手続を行う。また、設置届の内容から箕面市個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）に諮る必要のあるものについては、設置する課に諮問手続きの要請をし、運営審議会の答申を受けた後に公示手続を行う。
 - (5) 総務部総務課は、公示を行うとともに、当該設置届の写しをファイル簿に綴じ、市民が閲覧できるようにする。
- 3 個人情報ファイルの変更又は廃止の手続
- (1) 個人情報ファイルを変更又は廃止する課は、個人情報ファイル変更（廃止）届に課の受発件番号をとり、実施機関の長の公印を押印のうえ、総務部総務課に届出をする。
 - (2) 総務部総務課は、審査のうえ変更が適正であると判断したときは、当該設置届と個人情報ファイル変更（廃止）届を一体として保管する。
 - (3) 廃止の届けを受けた総務部総務課は、廃止した当該設置届けに廃止した年月日及び「廃止」の表示をし、総務部総務課において別途保管する。
 - (4) 総務部総務課は、市民に公表する手段として、設置届のときと同じく公示、閲覧という手段をもって行う。
 - (5) 管理責任者や電話番号等の軽易な変更は、口頭による届出を可とする。
- 4 個人情報ファイル設置届記入要領
- (1) 記入上の注意事項
 - 提出日
 - 各課等の業務で個人情報ファイルが発生するおおむね2週間前までに総務部総務課に届出書を提出する。

受発件番号

各課等の番号とする。

実施機関名

各実施機関の長を記載し、公印を押印する。

個人情報のファイルの名称

名称は使用する簿冊等の名称と一致させる必要はない。その個人情報ファイルに適した名称であれば可、関係綴という名称は不可。

利用目的

利用目的は明確かつ簡潔に記載すること。単に事務事業名のみ記載は不可。

個人情報の対象者

利用目的に記載された目的達成に必要な対象者を記載する。

個人情報の項目

該当する項目はすべてチェックし、ここに印刷されていない項目についても、
()の中に記載する。

個人情報の収集の方法

「本人以外」の欄にチェックした場合は、必ず条例第9条の第何号に該当するかを記載する。法令に基づく収集の場合は、根拠法令の条項まで記載する。

個人情報収集の時期

定期的に収集するもの以外は、随時とする。

保管場所

課、室、事務所、センター等とする。

情報システム利用の有無

個人情報の処理の全部又は一部を電算処理で行っている場合は「有り」に、行っていない場合は「無し」にチェックをつける。

その他参考となる事項

目的外利用又は、外部提供に関する事項だけを記載する。

担当課

課又は出先機関の名称を記載し、管理責任者は課又は出先機関の長の名称を記載する。

(2) 提出先及び問い合わせ

提出先は総務部総務課とする。個人情報ファイル記載に関して疑義が生じた場合は、提出前にあらかじめ総務部総務課と協議する。

- 5 なお、本条においては、個人情報ファイル設置の届出を規定しており、個人情報ファイルとしてみなされない個人情報については、届出の義務はない。

しかし、個人情報ファイルとしてみなされない個人情報にあっては、個人情報ファイル設置の届出義務が免除されるだけであり、次条以下に規定する「個人情報の収集制限」

「目的外利用の制限」等は、当然適用されるものであることに留意する。

第9条 個人情報の収集の制限

(個人情報の収集の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集する目的を明確にし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人から直接に収集しなければならない。

- (1) 本人以外から収集することについて、本人の同意がある場合
- (2) 法令等に本人以外から収集できる旨の定めのある場合
- (3) 公知の事実である場合
- (4) 個人情報ファイルからの収集目的外利用の場合
- (5) 緊急の場合等本人以外から収集することについて、やむを得ない理由のある場合
- (6) 実施機関が第22条に規定する箕面市個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）の意見を聴いて、公益上必要があると認めた場合

2 実施機関は、前項第6号の規定により個人情報を本人以外から収集したときは、次の事項を公示しなければならない。

- (1) 収集の目的
- (2) 本人以外から収集した理由
- (3) 収集した個人情報の項目

3 本人又は代理人が申請行為その他これに類する行為を行った場合については、第1項の規定により収集がなされたものとみなす。

<趣旨>

本条は、実施機関における個人情報の収集についての制限を定めたものである。

第1項は、第1号から第6号に規定する場合を除き、本人から直接に収集する旨を定めたものである。

第2項は、運営審議会の意見を聴いて本人以外から収集したときは、そのことを公示すべきことを定めたものである。

第3項は、本人又は代理人の申請行為等による個人情報の収集は、第1項の規定による収集がなされたものとみなすことを定めたものである。

<解釈>

1 第1項関係

- (1) 本項は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明確にした上で、原則として本人から直接収集することを実施機関に義務づけたもので、制度審議会の答申の諸原則

の一つである「(2) 個人情報を収集する場合はその目的を明確にし、目的達成に必要最小限の情報を原則として本人から直接収集する。」を定めたものである。

- (2) 「収集」とは、実施機関以外から情報を取得することをいい、実施機関内の利用又は、実施機関相互の利用は個人情報の目的外利用の問題であり、ここでいう「収集」には該当しない。

また、「個人情報を収集しようとするとき」とは、個人情報を調査等により能動的に取得することのみならず、届出、申請、申告の受理、相談等により受動的に取得することを含むものである。

- (3) 個人情報は、本人から直接収集することが原則であるが、直接収集することが実務上できない場合や、本人から収集することにより業務に支障が生じる場合もある。そこで、本人からの直接収集を原則とし、第1号から第6号に該当する場合には、例外として本人以外から収集ができることを定めたものである。

第1号関係（本人の同意）

本号は、他から自己の個人情報を収集することについて、本人が同意している場合、本人からの収集に準じて考えられることから、本人収集の原則の例外とする趣旨である。

「本人の同意」は、原則として本人の署名又は、押印のある同意書の提出がある場合をいう。ただし、本人の口頭による同意の場合はその旨を記録するものとする。

本号でいう「同意」には、個別具体的な意思表示としての同意だけでなく、事務の流れその他の客観的事実から判断して、同意があったものとみなし得る場合も含むものである。

ア 本人以外から個人情報を収集することが、当該事業の案内書、申請書、手引書等に記載されている等、本人の了知し得る状態にあり、そのうえで当該事業に関する申請等がなされた場合

<主な具体例>

老人医療医療証申請書

児童扶養手当認定請求書

イ 本人と市とのほかに第三者が介在する事業で、その第三者から情報を収集することが明らかであり、そのことを本人が了知し得る状態にあって、そのうえで当該事業の利用申請がなされた場合

<主な具体例>

口座振替依頼書（金融機関から）

各種健康診断書（医療機関から）

ウ 本人の所属する団体等から、当該団体に係る情報として提出された個人情報を収集する場合

<主な具体例>

審議会委員等の団体推薦（所属団体から）

自治会長名簿（各自治会から）

第2号関係（法令等の定め）

本号は、法令等に基づいて収集するときは、当該法令等の目的達成の必要性から情報収集の手段を確保したものであり、その妥当性は当該法令等の制定の時点で判断されているといえることから本人収集の原則の例外とする趣旨である。

「法令等」とは、法律、政令、省令、その他の命令、条例、規則に定めがある場合をいう。

法令等の規定により、本人以外からの収集を明記している場合はもとより、法令等の趣旨、目的から判断して本人以外から収集することができるものと解される場合も含まれ、次のようなものが考えられる。

ア 通知、報告及び送付等の義務的規定による収集

<主な具体例>

戸籍法第24条（職権による戸籍の訂正）

結核予防法第22条（医師の行う届出）

地方税法第317条の6（給与支払報告書等の提出義務）

イ 調査、資料提供等の協力要請ができる規定による収集

<主な具体例>

地方税法第20条の11（官公署等への協力要請）

地方税法第298条（市町村民税に係る徴税吏員の質問調査権）

生活保護法第29条（調査の嘱託及び報告の請求）

老人福祉法第36条（調査の嘱託及び報告の請求）

児童手当法第28条（資料提供及び報告の請求）

ウ 閲覧等ができる規定による収集

<主な具体例>

地方税法第325条（所得税又は法人税に関する書類の供覧等）

公営住宅法第34条（収入状況の報告の請求等）

第3号関係（公知の事実）

本号は、収集しようとする個人情報が出版、報道等により公にされている場合で、すでに不特定多数の者に公表され、誰もが知り得る状態にあるものについて、本人収集の原則の例外とするものである。

出版、報道等により公にされたものから個人情報を収集する場合であっても、誤情報でないことを十分調査して、正確で最新の情報の収集に心掛けることが必要である。

出版、報道等の「等」については、出版、報道に類似する情報伝達手段により、不特定多数の者に伝達する行為をいい、例えば公開の会議、講演会における発表に

より誰でも知り得る状態になっているものなども該当する。

第4号関係（個人情報ファイルからの収集）

本号は、実施機関が保管している個人情報ファイルで、目的外利用が認められている場合について、本人収集の原則の例外とするものである。

目的外利用が認められる場合とは、条例第10条第1項第1号から第5号に該当するものをいう。

第5号関係（緊急の場合等やむを得ない場合）

本号は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために個人情報を収集することが必要で、本人から収集する時間的な余裕がなく、本人の利益確保を図るうえで、客観的に認められる場合について、本人収集の原則の例外とするものである。「緊急の場合等やむを得ない場合」とは、地震、火災などの災害や不慮の事故で身元や病歴、血液型などを調べなければならない場合が該当する。

また、相談、陳情等により第三者の個人情報を収集する場合について、実施機関の事務執行上やむを得ないものも含むものとする。（平成3年4月10日箕個審議第10号の2答申）

第6号関係（運営審議会の意見）

本号は、第1号から第5号までに該当しない場合で、実施機関が公益上の理由で個人情報を本人以外から収集するときは、運営審議会の意見を聴いたうえで、公益上必要であると判断したときは、本人収集の原則の例外とするものである。

「公益上必要である」とは、業務の性質上本人から収集できない場合、あるいは本人から収集すると業務執行に著しい支障が生じる場合など、実施機関が本人以外のものから収集することに相当の理由があることをいう。

2 第2項関係

- (1) 本項は、実施機関が運営審議会の意見を聴いて、公益上必要であると判断し、本人以外からの収集を行った場合は、本人以外から収集した事実の公示を義務付けたものである。
- (2) 本人以外から収集したことの公示は、個人情報第三者収集公示様式（様式第4号）により行う。（施行に関する規則第3条）

3 第3項関係

- (1) 本項は、本人又は代理人が実施機関に対し申請行為等をしたものを、収集の目的、根拠を明らかにして適法かつ公正な手続により本人から直接収集したものとみなす規定である。
- (2) 申請行為は、本人の意思に基づいて自発的に行われるものであり、収集目的及び根拠は了解して行われるものと考えられる。

また、代理人は法律上又は本人の授権の範囲で行為をなすものであるため、本人からの直接収集とみなす。

- (3) 「代理人」とは、法定代理人及び任意代理人をいい、代理人の解釈は、法令等に別段の定めがあるときを除き、民法の規定による。
- (4) 「これに類する行為」とは、届出書、申出書、申立書、申告書、報告書など本人の提出行為をいう。

<運用>

1 本人同意を得る方法

個別的に本人同意を得る方法として、次の方法が考えられる。いずれの方法によるかは、業務の性格や個人情報の内容によって適当と考えられるものを選択する。

- (1) 本人以外収集の必要が生じるときに該当者にその旨を通知し、同意書を返送してもらう。
- (2) 本人から申請書や届出書を受けるときに、同意書を別途提出してもらう。
- (3) 申請書、届出書等の記載欄に本人以外収集に関する同意欄を設け、必要な人について申請に係る欄と別に署名をもらう。
- (4) 申請書、届出書等にあらかじめ本人以外収集することを記載しておき、当該申請書等と同意を一体のものとして扱う。
- (5) 口頭による。この場合は、口頭による同意があった旨を記録しておく。

2 次に掲げる事項は、「包括的諮問事項」として公益上の必要性により本人以外から個人情報を収集することについて、運営審議会の意見を聴いて承認されたものである。したがって、これらの事項に該当するものは、原則として運営審議会への諮問を要しないものであるが、公示行為は必要である。(平成3年4月10日箕面審議第10号の2答申)

- (1) 各種表彰等に際し、国・府等からの被表彰者の推薦依頼に関して、個人情報の本人以外収集をする場合

<主な具体例>

叙勲等について、国・府等の表彰に伴う内申書類作成時の関係市町村への刑罰や軍歴の照会
知事表彰の被表彰者推薦に係る対象者の調査
箕面市教育委員会表彰に伴う各所属長への被表彰者・団体の推薦依頼

- (2) 補助金の交付等に伴い、団体の構成員名簿その他の個人情報の提出を受ける場合

<主な具体例>

社会福祉団体補助金の交付に伴う申請書類提出時における団体構成員名簿の添付
社会教育団体の事業実績報告及び補助金交付申請書への団体構成員の名簿の添付

- (3) 行政委員会委員・附属機関委員・各種指導員等の選任に際し、候補者の個人情報に

ついて本人以外収集する場合

<主な具体例>

行政委員会委員の選任に伴う関係機関・団体への候補者の推薦依頼

各種審議会・審査会・委員会・協議会等の委員の選任に伴う関係機関・団体への候補者の推薦依頼

- (4) 共同事務・委託事務等に関し、その者が所属する国・地方公共団体その他の団体から個人情報の提供を受ける場合

<主な具体例>

保守点検委託等の各種委託契約に伴う委託業務従事者の履歴の徴収

3 公示の手続

- (1) 担当課は、公益上の必要性により本人以外から個人情報を収集することについて、運営審議会の意見を聴いて承認され、本人以外収集を行ったときは、総務部総務課に速やかに報告するものとする。
- (2) 公示の手続きは、各実施機関において行う。
- (3) 運営審議会の答申に基づく「包括的諮問事項」については、総務部総務課が年2回（上・下半期）各課に報告を求め、該当する個人情報の本人以外収集を行ったかどうかを調査し、公示の手続きを行うものとする。

- 4 実施機関は、運営審議会の意見を聴いて本人以外から個人情報を収集し、当該個人情報の本人に文書を送付し、又は交付するときは、当該文書又は同封書類に当該個人情報を「本人以外から収集したこと」を付記することにより通知するものとする。（施行に関する規則第5条）

第10条 保有個人情報の収集目的外利用及び外部提供の制限

(保有個人情報の収集目的外利用及び外部提供の制限)

第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報を収集目的外利用し、又は外部提供(市の機関以外に提供することをいう。以下同じ。)してはならない。

- (1) 収集目的外利用又は外部提供することについて、本人の同意がある場合
- (2) 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- (3) 情報公開条例第7条第1号に該当しない情報である場合
- (4) 緊急の場合等収集目的外利用又は外部提供することについて、やむを得ない理由のある場合
- (5) 実施機関が運営審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めた場合

2 実施機関は、前項第5号の規定により、保有個人情報を収集目的外利用又は外部提供したときは、次の事項を公示しなければならない。

- (1) 収集目的外利用又は外部提供した相手方
- (2) 収集目的外利用又は外部提供した理由
- (3) 収集目的外利用又は外部提供した保有個人情報の項目

<趣旨>

本条は、保有個人情報を収集目的以外に利用したり、外部に提供したりすることの制限について定めたものである。

第1項は、第1号から第5号に該当する場合以外に、保有個人情報を収集目的外利用や外部提供したりしてはならないことを定めたものである。

第2項は、運営審議会の意見を聴いて保有個人情報を収集目的外利用や外部提供したときは、そのことを公示すべきことを定めたものである。

<解釈>

1 第1項関係

- (1) 本項は、実施機関がその所掌する事務の目的を達成するために保有個人情報をその目的以外に利用したり、又は外部に提供することを禁止したもので、制度審議会の答申の諸原則の一つである「(3) 個人情報は原則として収集した目的以外には利用・提供しない。」を定めたものである。
- (2) 「目的外利用」とは、実施機関内部又は実施機関相互において、条例第9条に規定する収集目的の範囲を超えて保有個人情報を利用することをいう。

同一業務内での他の帳票等からの保有個人情報の利用は、本人以外収集や目的外

利用に当たらない。

目的外利用であるか否かの判断は、個人情報収集する際の目的に照らして判断するものである。具体的には、個人情報ファイルに記載されている「利用目的」の項から判断すべきである。

- (3) 「外部提供」とは、条例第9条に規定する収集目的の範囲を超えて保有個人情報を市の機関以外のものに提供することをいう。

収集目的の範囲内において、市の機関以外へ外部提供することは、本条でいう「外部提供」に当たらない。例えば国や府に対する進達、報告等がその例である。

条例第12条に規定する外部委託に際して、実施機関が業者に保有個人情報を処理させることは、本条でいう「外部提供」に当たらない。

外部提供するときの収集目的の範囲内か否かの判断に当たっては、個人情報収集した際の目的に照らして判断するものである。具体的には、個人情報ファイルに記載されている「利用目的」の項から判断すべきである。

外部提供は、情報の拡散の危険が高く、目的外利用よりもプライバシー侵害のおそれ大きいと考えられることから、慎重な取扱いが必要である。

- (4) 保有個人情報は、収集目的範囲内の利用や外部提供が原則であるが、この原則どおりに事務を進めると業務ごとに同一の個人から同じ情報を何度も収集することになり、行政の効率性や、住民負担増の点から行政サービスに問題が生じる場合や、また、法令等の定めや緊急の場合そして市民福祉の向上を図るための事業執行に当たり、外部提供しなければならない場合もある。そこで、第1号から第5号に該当する場合には、例外として目的外利用や外部提供ができることを定めたものである。

第1号関係（本人の同意）

本号は、目的外利用又は外部提供であっても、当該利用又は提供について本人の同意がある場合には、目的外利用や外部提供が認められるものである。

「本人の同意」は、原則として本人の署名又は押印のある同意書の提出がある場合をいう。ただし、本人の口頭による同意の場合はその旨を記録するものとする。

なお、本人同意は必ず事前に得ること。

本人同意を得る方法は、条例第9条の〈運用〉の1を参照すること。

第2号関係（法令等の定め）

本号は、法令等に基づいて目的外利用又は外部提供するときは、当該法令等の目的達成の必要性から目的外利用又は外部提供するものであり、その妥当性は当該法令等の制定の時点で判断されているものである。

法令等の規定により、目的外利用や外部提供することが明記してある場合はもとより、法令等の趣旨、目的から判断して目的外利用や外部提供することができるものと解される場合も含まれ、次のようなものが考えられる。

ア 目的外利用

<主な具体例>

公職選挙法第29条(通報及び閲覧等)

児童手当法第28条(資料の提供等)

箕面市国民健康保険条例第26条(保険料に関する申告)

学校教育法施行規則第12条の3(指導要録の進学先等への送付)

イ 外部提供

<主な具体例>

民事訴訟法第220条(文書提出義務)

相続税法第58条(市町村長等の通知)

刑事訴訟法第197条第2項(捜査に必要な事項の報告)

国民年金法第108条(資料の提供等)

第3号関係(情報公開条例に該当する情報)

本号は、情報公開条例第7条第1号によって、個人情報であっても開示に応じる場合があり、これも外部提供に当たる。情報の開示をすべきものと判断したときは、本人の同意を得ないで外部提供できるものとしたものである。

この場合、本号に該当するか否かの判断に当たっては、開示しようとする担当課は事前に総務部総務課と協議するものとする。

一般には公表を目的として収集した個人情報の場合をいう。

<主な具体例>

附属機関等の委員名簿

被表彰者名簿

第4号関係(緊急の場合等やむを得ない場合)

本号は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために目的外利用や外部提供することが必要で、本人から同意をとる時間的な余裕がなく、本人の利益確保を図るうえで、客観的に必要と認められる場合によるものである。

「緊急の場合等やむを得ない場合」については、条例第9条の<解釈>1・(3)と同じである。

第5号関係(運営審議会の意見)

本号は、第1号から第4号までに該当しない場合で、公益上の理由で本人の同意を得ないで保有個人情報を目的外利用や外部提供するときは、運営審議会の意見を聴いたうえで、実施機関が判断することを定めたものである。

「公益上必要である」とは、業務の性質上本人同意を得ることによって業務執行に著しい支障が生じる場合など、実施機関が目的外利用や外部提供することに公益上の必要性の理由があることをいう。

また、実施機関は必要が生じた都度、運営審議会の意見を聴くものとする。ただし、当該目的外利用及び外部提供が同一目的のもとに反復継続して行われる場合は、

あらためて運営審議会の意見を聴く必要はないものとする。

2 第2項関係

- (1) 本項は、実施機関が運営審議会の意見を聴いて、公益上必要であると判断し、目的外利用又は外部提供を行った場合は、目的外利用又は外部提供を行った事実の公示を義務付けたものである。
- (2) 目的外利用又は外部提供を行ったことの公示は、保有個人情報収集目的外利用等公示様式（様式第5号）により行う。（施行に関する規則第4条）

<運用>

1 次に掲げる事項は、「包括的諮問事項」として公益上の必要性により目的外利用又は外部提供することについて、運営審議会の意見を聴いて承認されたものである。したがって、これらの事項に該当するものは、原則として運営審議会への諮問を要しないものであるが、公示行為は必要である。（平成3年4月10日箕個審議第10号の2答申）

- (1) 各種表彰等に際し、国・府等からの被表彰者の推薦依頼に関して、目的外利用又は外部提供をする場合

<主な具体例>

叙勲等について、国・府等の表彰に伴う内申書の国・府への提出
知事表彰の被表彰者推薦に係る書類の府への提出
国勢調査等各種統計調査調査員表彰に伴う府への推薦
各種消防関係表彰に伴う被表彰者の国・府等の団体への具申

- (2) 補助金の交付等に伴い、団体の構成員名簿その他の保有個人情報を目的外利用又は外部提供をする場合

<主な具体例>

簡易心身障害児通園事業補助金に係る所要見込額調書提出に伴う通園児童名簿の添付
社会教育指導員補助金申請書に伴う設置計画書の添付

- (3) 行政委員会委員・附属機関委員・各種指導員等の選任に際し、候補者の保有個人情報について目的外利用又は外部提供をする場合

<主な具体例>

民生委員・児童委員の知事への推薦
各種審議会・審査会・委員会・協議会等の委員の選出に伴う候補者の選任依頼に対する回答

- (4) 共同事務・委託事務等に関し、その者が所属する国・地方公共団体その他の団体に保有個人情報の提供を行う場合

<主な具体例>

大阪府市長会その他関係機関への市長・助役の履歴事項の報告

2 公示の手続

条例第9条の<運用>の3と同じである。

- 3 実施機関は、運営審議会の意見を聴いて保有個人情報を収集目的外利用し、当該個人情報の本人に文書を送付し、又は交付するときは、当該文書又は同封書類に当該個人情報を「収集目的外利用したこと」を付記することにより通知するものとする。（施行に関する規則第5条）

第 11 条 電算処理の規制

(電算処理の規制)

第 11 条 実施機関は、情報システム（箕面市情報システムの管理運営に関する条例（平成 16 年箕面市条例第 7 号）第 2 条第 1 号に規定する情報システムをいう。）を利用し、保有個人情報を処理しようとするときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければならない。

<趣旨>

本条は、実施機関が情報システムを利用して保有個人情報を処理しようとする場合に、運営審議会の意見を聴くべきことを定めたものである。

<解釈>

- 1 今日、行政の各分野において、市民サービスの向上や事務の効率化を図るため、大量の情報を敏速に処理するコンピュータの利用は不可欠となっている。
しかし、コンピュータの簡単な操作で情報の利用が可能な優れた特性は、その反面、仮に不正な利用を行った場合は、大量の情報が漏えいしたり改ざんされたりする危険性を併せ持つものである。
このため、情報システムで保有個人情報を処理する場合は、他の手段による場合よりも特に注意が必要であり、個人情報の保護の観点から運営審議会の意見を聴くこととしたものである。
- 2 運営審議会への諮問は、情報システムの特性を考慮して、記録する項目は事務の範囲で必要かつ最小限の個人情報とすることとし、また、適正な処理方法で行うものである。
- 3 条例第 7 条において個人情報の収集は制限されており、箕面市情報システムの管理運営に関する条例（以下「情報システム条例」という。）第 7 条で情報システムに記録できる個人情報は、同じ制限が規定されている。
- 4 ワープロ・パソコンを文書の浄書等に利用することは本条に含まないが、名簿管理等個人情報ファイル用の機器として利用する場合は、本条の対象となるものである。

<運用>

- 1 情報システムを利用して保有個人情報を処理しようとする場合は、次の手順により許可及び答申を事前に得るものとする。
(1) 情報システムを利用して保有個人情報を処理しようとする課は、総務部情報政策課と協議し、情報統括管理者の許可を取り、庁内委員会である情報セキュリティ委員会に利用申請しなければならない。

- (2) 情報セキュリティ委員会は、必要であると判断したものについては、許可決定を情報システムを利用して保有個人情報を処理しようとする課に通知をするものとする。
 - (3) 情報システムを利用して保有個人情報を処理しようとする課は、許可されたものについて運営審議会に諮るための手続きを取る。手続きについては、条例第 22 条の<運用>の諮問の手続を参照すること。
 - (4) 総務部総務課は、運営審議会の答申を市長に報告し、保有個人情報を処理しようとする課は、情報政策課にその写しを送付する。
 - (5) 総務部情報政策課は情報セキュリティ委員会の許可決定及び審議会の答申の写しを付けて市長に報告し、それをもって市長は、情報システムを利用して保有個人情報を処理しようとする課に許可決定を通知するものである。
- 2 情報システムを利用して保有個人情報を処理しようとする課は、これによって個人情報ファイルを設置する必要があるときは、条例第 8 条による手続を行わなければならない。

第12条 保有個人情報の委託処理の制限

(保有個人情報の委託処理の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報の処理を委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。）しようとするときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

<趣旨>

本条は、実施機関が保有個人情報の処理を市の機関以外に委託しようとするときの制限について定めたものである。

第1項は、実施機関が保有個人情報の処理を委託しようとする場合に、必要な個人情報の保護措置を講じることを定めたものである。

第2項は、受託者の守秘義務について定めたものである。

<解釈>

1 保有個人情報に係る業務の処理委託に当たって、プライバシーを保護するため、保有個人情報の漏えいを防止するなど必要な措置を講じることを定めたものである。

2 「保有個人情報の処理」とは、マニュアル処理、電算処理のいかんを問わず、委託しようとする業務の中に個人情報が含まれるすべての場合をいう。

個人情報を情報システムに入力する作業等、個人情報そのものを処理・加工する業務のほか、主たる作業に必要な資料として個人情報が提供される場合も対象になる。

3 「個人情報の保護に必要な措置」とは、業務委託に当たり、委託業者を選定するために必要な調査を行うこと又は委託契約等を通じて受託者に個人情報保護の責務を明確にし、かつ、実行させることなどの措置をいう。

具体的な方法としては、委託するときの契約締結に当たって、契約書等に次の事項を明記し、受託者に個人情報の取扱いについて責務を課すものとする。（施行に関する規則第6条）

(1) 個人情報の秘密保持に関する事項

(2) 個人情報の処理の再委託の禁止又は制限に関する事項

(3) 個人情報の指示目的外の使用及び第三者への提供禁止に関する事項

- (4) 情報の複写又は複製に関する事項
 - (5) 事故発生時における報告義務に関する事項
 - (6) 契約条項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項
 - (7) 守秘義務に違反した場合の罰則の明示
 - (8) 従事者に対する個人情報の教育に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 保有個人情報の処理業務の委託に関しても、個人情報の保護を図る必要がある、受託者に委託した業務の範囲内で守秘義務を課すことにより、保有個人情報の保護を図ることとしている。具体的には、条例第28条から第30条及び第32条において罰則を定め、守秘義務に違反した行為者のみでなく業務を受託した法人又は個人についても適用されるものとしている。

<運用>

- 1 保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするときは、実施機関は次の点に留意すること。
 - (1) 自己内処理ができないもので、かつ、必要最小限の業務の処理であること。
 - (2) 委託による業務の処理が、当該個人情報の性質や記録媒体の性質に照らして適切であること。
 - (3) 個人情報の保護が、委託によっても十分保障できること。
 - (4) 保有個人情報を処理する委託契約書には、本条の<解釈>3の事項を必ず明記すること。
- 2 情報システムによる保有個人情報の処理を委託する場合は、箕面市情報システムの管理運営に関する条例施行規則第19条によって契約書を作成すること。

第3章 自己情報の開示等

第13条 自己情報の開示の請求

(自己情報の開示の請求)

第13条 何人も、個人情報ファイルに記録された自己に関する保有個人情報(以下「自己情報」という。)に関し、開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「代理人」という。)は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

3 死亡した者の自己情報については、次に掲げる者(以下「遺族」という。)は、当該自己情報の開示を請求することができる。

(1)当該死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2)当該死亡した者の子及び父母

(3)当該死亡した者の二親等内の血族又は一親等の姻族である者(前二号に掲げる者がいないとき又は所在が判明しないときに限る。)

4 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示しないことができる。

(1)法令等の規定により開示することができないとされているもの

(2)個人の評価、診断、指導、判定等に関するもので、本人に知らせないことが適当と認められるもの

(3)実施機関が公益上必要があると認め、運営審議会の意見を聴いて定めたもの

5 前項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該部分を容易かつ合理的に分離することができ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、開示しないことができる部分を除いて自己情報を開示しなければならない。

<趣旨>

本条は、何人に対しても、実施機関が保有する個人情報ファイルに記録された自己情報の開示請求権を保障し、また、法定代理人による本人に代わっての自己情報の開示請求権及び死亡した者の遺族からの当該自己情報の開示請求権を保障するとともに、開示を拒むことができる個人情報の範囲及び部分開示について定めたものである。

<解釈>

1 第1項関係

(1) 近年のプライバシーの権利についての考え方は、自己に関する情報の流れをコント

ロールするためには、自分の情報がどのように記録されているか知ることが前提となる。本条では、条例の目的の一つである、自己情報の開示、訂正を求める権利のうち、中心的な権利である開示の請求権について、具体的に保障したものであり、制度審議会の答申の諸原則の一つである「(4) 自己に関する個人情報については、開示はもとより、訂正・削除を請求する権利を保障するとともに、不当な利用・提供に対しては中止を求めることができるものとする。」の中の開示について定めたものである。

(2) 個人情報保護制度においては、すべての個人情報が保護の対象となるものである。しかし、自己情報開示制度の対象となるのは、個人情報ファイルに記載されているものである。

これは、個人情報に係るものであっても、ファイル化されていないときは当該本人の個人情報を特定することができないことから、個人情報ファイルに限定したものである。

(3) 開示の請求は、実施機関が現に保有している個人情報ファイルの本人であれば、誰でも請求できるものである。これは、条例第14条(訂正の請求)、条例第15条(削除の請求)、条例第16条(利用等の中止の請求)についても同様である。

2 第2項関係

「未成年者」とは、年齢が満20年に達しない者をいう。(民法第3条)

「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により、後見開始の審判を受けた者をいう。

「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいう。

未成年者の「法定代理人」は、親権者(民法第818条)、親権者がいない場合には、未成年後見人(民法第839条、第840条)である。

成年被後見人の「法定代理人」は、成年後見人(民法第843条)である。

3 第3項関係

(1) 死者の自己情報が遺族自身の自己情報とみなすことが不可能な場合であっても、遺族の権利利益の保護の観点により、一定の遺族に対して、死者の自己情報に対する開示請求権を認めるものである。

(2) 開示請求権を原則本人に限っているのは、個人情報保護制度が個人の権利利益の保護を目的としているためであり、ここでは実施機関の保有する死者の自己情報の適正な管理を図り、さらに遺族の権利利益の保護を図る観点から、遺産相続権の有無の確認を行うことなく、一定の遺族に対して死者の自己情報に対する開示請求権を認めることとするものである。

(3) 本項で認めている遺族の範囲は、第一次的には遺族のうち縁故関係が深く死者の自己情報を知ることにより正当な利益を有すると認められる「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子及び父母」に認め、これらの者がいないときに限って、第二次的に「当該死亡した者の二親等内の血族又は一親等の姻族」とするものである。

4 第4項関係

- (1) 個人情報ファイルに記載されている個人情報は原則として、当該本人に開示するものである。しかし、実施機関が保有する個人情報ファイルの中には、本人といえども開示することができないものもあり、このため、本項で第1号から第3号まで開示しないことができるものを規定している。

「開示しないことができる」とは、実施機関に例外的に開示の請求に応じないことができる権限を与えたものであり、非開示を義務付けたものではない。

- (2) 第1号関係（法令等の規定）

「法令等の規定により開示することができない」とは、法令に本人に開示等を拒むという明らかな規定があるものをいう。ただし、「閲覧に供してはならない」等の規定に、「本人を」を含むかどうか明文化されていない場合は、法令等の趣旨によって判断する必要がある。第三者に対して個人情報を保護する意味での閲覧禁止規定であるなら、本人には開示すべきであるので本号に該当しない。

<主な具体例>

印鑑登録原票その他印鑑に関する書類（印鑑登録及び証明に関する条例第20条）

外国人登録原票については、公開を予定していないことを理由に原則非開示とされてきたが、平成7年11月15日付法務省管登第3991号通達により本人（代理人含む）に対し原票の写しを交付することが可能になった。ただし原票そのものの閲覧に関しては、汚損等のおそれがあることから従来どおり不可と解されている。

また原票記載事項を電算処理している場合、当該自治体の定める個人情報保護条例等に基づき、本人から電算処理された個人情報について開示請求のあるときは、当該条例等に定める手続きにより請求に応じることが可能になった。

- (3) 第2号関係（評価等に関する情報）

個人の評価・診断・指導・判定・推薦・意見を記録作成者がしたもので、本人開示しないほうがよいと思われるものがある。それは以下の4点の理由が考えられ、これらに該当する場合は、当該本人にも自己情報を開示しないことができるものである。

本人に対する評価等を知ることにより、本人の意欲や向上心を阻害したり、本人に悪影響を及ぼすおそれがある場合

専門的な指導等を行ううえで、本人が知ることにより、今後の指導が困難になる場合

病名等のうち、本人に告知しないことが一般化している場合

第三者から提供を受けた情報の場合、本人が知ることにより、提供を受けた第三者と本人との信頼関係が損なわれるおそれがある場合

<主な具体例>

- a 評価に関する情報
市職員採用選考関係書類・市職員勤務成績内申関係書類
勤務状況報告書（昇給・昇格用）
- b 指導に関する情報
生活保護ケースファイル
- c 判定に関する情報
福祉事務所各種措置決定に関するファイル
- d 推薦に関する情報
叙勲、褒賞等に関する推薦関係書類

カルテについては、原則開示とするが、病名等を開示することで治療に悪影響を及ぼすおそれがある場合はこの限りではない。（平成9年8月8日付箕情審第11号答申）

レセプトについても、原則開示とするが、事前に診療機関に対し本人に病名を知らせても治療上支障のないことを確認のうえ開示するものとする。（平成9年6月25日付老企第64号、保発第82号、庁保発第16号通知）

(4) 第3号関係（運営審議会の意見）

本号は、情報が常に多様化、複雑化することや行政が常に変化することを念頭に、現時点では予測困難な情報を将来的に客観性、公平性を担保して適用除外事項として定められるようにするため、設けたものである。

5 第5項関係

- (1) 本項は、開示請求された個人情報に部分的に第4項の関係の情報が含まれている場合の取扱いを定めている。

この場合は、請求に対して可能な限り開示し、非開示とする情報を除き、その他の部分について開示するものである。

- (2) 「容易かつ合理的」とは、開示部分と非開示部分の分離が記録媒体を損傷することなく、かつ、多くの時間と費用をかけることなく行える場合をいう。
- (3) 「請求の趣旨を損なわれることがないと認めるとき」とは、開示請求の趣旨から判断して、部分開示しても請求者が知りたい内容が理解できる場合をいう。
- (4) 開示請求された個人情報の記録が、部分開示することによって請求者の目的が達成されない場合は、その個人情報の全部を非開示にすることができる。

<運用>

1 開示、非開示の判断は、請求者によって異なることはなく、あくまでも個人情報ファイルに記載されている情報の内容によって行うものである。

また、本条第4項、第5項の規定の適用については、自己情報の開示を求める権利保障はこの条例の趣旨を十分尊重し、請求の趣旨を十分考慮して慎重に決定を行うものである。

2 自己情報の開示請求の手続きは、条例第17条の自己情報開示等の請求手続を参照すること。

3 部分開示の方法

個人情報の部分開示の方法は、情報公開条例第8条の部分開示の例による。（情報公開条例の解釈と運用P23を参照）

第14条 自己情報の訂正の請求

(自己情報の訂正の請求)

第14条 何人も、自己情報の事実に関する事項について誤りがある場合は、その事実を証明する資料を添えて自己情報の訂正を請求することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正の請求について準用する。

<趣旨>

本条は、何人に対しても、自己情報の訂正に関する請求権を保障したものである。

<解釈>

- 1 実施機関が保管する個人情報ファイルの記録に誤りや不正確な内容があった場合、そのことによって本人が不利益を被ったり、ひいてはプライバシーを侵害されたりするおそれがある。このようなことを防止するため、自己情報の事実に対する誤りを発見した場合、証拠資料を添えて訂正する権利を保障したものである。これは、制度審議会の答申の諸原則の一つである「(4) 自己に関する個人情報については、開示はもとより、訂正・削除を請求する権利を保障するとともに、不当な利用・提供に対しては中止を求めることができるものとする。」の中の訂正について定めたものである。
- 2 自己情報の訂正を請求できる個人情報は、次の条件を満たすものである。
 - (1) 個人情報ファイルに記載された個人情報であること。
 - (2) 記載された事実に関する事項の誤りであること。したがって、第三者がした評価・判定・意見等の価値判断が伴うものについては、それが誤った事実に基づくものであることが明らかでない限り、対象としない。
 - (3) 記載された事実に関する事項の誤りが証明できるものであること。
- 3 「事実に関する事項」とは、住所、氏名、日時、場所、家族構成、学歴、職歴、資格等客観的に判断できる事項をいう。
- 4 「誤り」は、単に記録内容の間違いだけでなく、記録が古い情報であり、その情報を最新の情報への訂正(追加も含む。)等、不完全情報の是正、補完についても含むものである。

<運用>

- 1 自己情報の訂正に係る受理機関について

自己情報の事実の誤りを訂正請求するには、訂正することについて権限を有する機関に請求することが必要である。

ところが開示請求する際には、現にその情報を保有する実施機関に対し行われ、訂正

権限の有無は問われない。

したがって、開示請求のあった実施機関に訂正の請求があった場合、自ら訂正する権限を有するものは受理し、訂正の権限を有しないものは、訂正の権限を有する実施機関に請求するよう指示するとともに、その機関に連絡することとする。

2 訂正に係る挙証資料について

自己情報の訂正を請求するに際し、訂正すべき事実に関する事項の誤りを証明する資料を同時に提出する必要がある。この場合でも、訂正の請求を受けた実施機関で事実の誤りを証明する資料を保有している場合又は他の実施機関から容易に入手できる場合は、挙証資料の提出を省略することができるものとする。

3 実施機関は、条例第21条第1項の規定により、個人情報の適正な運用、管理体制が義務付けられている。したがって、所管課で従来から必要に応じて訂正を行っていた個人情報、また、所管課における事務の目的、内容又は個人情報の内容から訂正することが妥当と認められるものは、本条に基づく訂正の請求手続をとるまでもなく、従来通り、所管課において訂正するものとする。

第15条 自己情報の削除の請求

(自己情報の削除の請求)

第15条 何人も、第7条に規定する制限を超えて実施機関に保有されていると認める自己情報については、当該個人情報ファイルからの削除を請求することができる。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による削除の請求について準用する。

<趣旨>

本条は、何人に対しても、実施機関が条例第7条に規定する制限を超えて、個人情報の収集等を行っているとした場合は、当該個人情報ファイルからの削除を請求することができることを定めたものである。

<解釈>

1 この条例では、個人情報の保護を図るため、実施機関が個人情報を収集する場合に、一定の禁止事項を規定している。

この規定に反して収集された個人情報は、不適法な収集であり、保有自体が認められないものである。本条は、このことに本人、又は遺族が関与する権利を認め、個人情報ファイルの中に、収集、保管の規定に基づかないで収集、保管されている自己情報の削除を請求する権利を認めたものである。これは、制度審議会の答申の諸原則の一つである「(4)自己に関する個人情報については、開示はもとより、訂正・削除を請求する権利を保障するとともに、不当な利用・提供に対しては中止を求めることができるものとする。」の中の削除について定めたものである。

2 削除請求の対象となるのは、次の場合である。

(1) 条例第7条第1項(適正収集の原則)に違反している場合

事務の目的達成に必要な最小限の範囲を超えた過剰な個人情報の収集、又は適法かつ公正な手段によらない個人情報の収集及び保管をしている場合

(2) 条例第7条第2項(収集禁止の原則)に違反している場合

行政執行上必要とし、かつ正当な職務権限を有する場合の外に、思想、信条や社会的差別を引き起こすおそれのある諸事実に関する情報を収集し、保管している場合

第16条 自己情報の利用等の中止の請求

(自己情報の利用等の中止の請求)

第16条 何人も、第10条に規定する制限を超えて自己情報が収集目的外利用若しくは外部提供され、又はされようとしたときは、その中止(以下「利用等の中止」という。)を請求することができる。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による利用等の中止の請求について準用する。

3 実施機関は、第1項の規定による請求があつたときは、行政執行上緊急を要するものである等やむを得ない場合を除き、当該情報の収集目的外利用又は外部提供を、第18条第1項に規定する決定があるまでの間、一時中止するように努めなければならない。

<趣旨>

本条は、何人に対しても、この条例に定める収集目的外利用又は外部提供の制限規定を超えて、自己情報が収集目的外利用又は外部提供されているときに、実施機関にその利用の中止を求める権利を保障したものである。

<解釈>

1 第1項関係

(1) 条例では、個人情報の収集目的外利用又は外部提供については、一定の制限の範囲内で行うことを定めている。これに反して目的外利用等が行われると、プライバシーを侵害し、とりかえしのつかない不利益を個人に与えるおそれがある。このようなことを防止するために、本項で利用等の中止を請求する権利を認めたものである。これは、制度審議会の答申の諸原則の一つである「(4) 自己に関する個人情報については、開示はもとより、訂正・削除を請求する権利を保障するとともに、不当な利用・提供に対しては中止を求めることができるものとする。」の中での中止について定めたものである。

(2) 中止の請求ができるのは、実施機関が条例第10条第1項第1号から第5号の規定に該当しないで目的外利用又は外部提供している場合である。

(3) 利用中止請求は、現に目的外利用等が行われているか、行おうとしていることを前提にして、条例の規定に違反することを理由に請求権を行使するものであって、収集目的外利用等をすることが未決定のものは対象としない。また、目的外利用等の根拠になっている法令の定めそのものの是非を争うものでもない。

2 第3項関係

- (1) 本人が、中止請求を行った場合において、収集目的外利用又は外部提供がなされると、請求の意味が無くなってしまうこととなるので、実施機関は、その可否を決定するまでの間、やむを得ない場合を除き、当該個人情報の収集目的外利用又は外部提供を一時中止するよう努めることを定めたものである。
- (2) 「行政執行上緊急を要するものである等やむを得ない場合」とは、次の場合をいう。
当該個人情報の利用を停止することにより、当該個人情報を利用する職務又は関係する他の職務の執行が著しく停滞するとき。
その他正当な事務事業の執行に支障が生じるとき。

第17条 自己情報開示等の請求手続

(個人情報開示等の請求手続)

第17条 第13条第1項から第3項に規定する自己情報の開示、第14条に規定する自己情報の訂正、第15条に規定する自己情報の削除又は前条第1項及び第2項に規定する自己情報の利用等の中止(以下「自己情報開示等」という。)を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1)氏名及び住所

(2)請求に係る自己情報の内容

(3)前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定による自己情報開示等の請求は、実施機関が定める本人、代理人又は遺族(以下「本人等」という。)であることが確認できる書類を提示し、本人等が実施機関に請求しなければならない。

3 実施機関は、自己情報開示等の請求書に形式上の不備があると認めるときは、自己情報開示等の請求者(以下単に「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

<趣旨>

本条は、自己情報の開示、訂正、削除、利用等の中止の各請求に係る手続きについて定めたものである。

第1項は、自己情報開示等の請求書の記載事項を定めたものである。

第2項は、自己情報開示等の請求に係る本人等であることの確認について定めたものである。

第3項は、自己情報開示等の請求書の補正について定めたものである。

<解釈>

1 第1項関係

(1) 本条に規定する自己情報の開示等の請求は、権利行使として、請求に対する実施機関に可否の決定という行政処分を法的に求める手続きである。そこで、非開示等の決定があった場合は、将来訴訟につながることも考えられるため、その事実関係を明らかにしておく必要がある。このため、開示等の請求は、次の様式による請求書によるものとする。(施行に関する規則第7条第1項)

自己情報開示請求書(様式第6号)

自己情報訂正請求書(様式第7号)

自己情報削除請求書（様式第 8 号）

自己情報利用等の中止請求書（様式第 9 号）

- (2) 第 3 号の「実施機関が定める事項」とは、次の通りである。

条例第 1 4 条の規定による自己情報の訂正にあつては、訂正すべき個所

条例第 1 5 条の規定による自己情報の削除にあつては、削除すべき個所及び理由

条例第 1 6 条の規定による自己情報の利用等の中止にあつては、利用等を中止すべき個所及び理由

2 第 2 項関係

- (1) 開示等の請求は、本人が行うことが原則である。したがって、本人であるか否かの確認は厳しく行う必要がある。

- (2) 「本人であることが確認できる書類」とは、請求書を提出する際に、施行に関する規則第 7 条第 2 項第 1 号に定める次の書類をいう。

運転免許証その他貼り付けられた写真により個人を識別することができる官公署が発行する証書

<主な具体例>

運転免許証

住民基本台帳カード

外国人登録証明書

旅券

身体障害者手帳

その他官公署の発行した免許証または身分証明書で、写真が浮き出しプレスで証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるもの

健康保険被保険者証その他請求する個人情報内容に基づき個人を識別することができる証書等で実施機関が指定するもの

<主な具体例>

国民健康保険証

共済組合健康保険証

国民年金手帳

民間企業や学校等が発行する身分証明書

- (3) 未成年者及び成年被後見人については、法定代理人（親権者又は後見人）が請求できるものとする。この場合は、請求は法定代理人名で行い、当該法定代理人に係る前記(2)に記載する書類及び戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示させる。
- (4) 死亡した者の個人情報の請求は、条例第 1 3 条第 3 項に規定する遺族であることを証する書類、当該遺族に係る前記(2)に記載する書類を提示して請求できる。

3 第 3 項関係

- (1) 「形式上の不備」とは、所定の記載事項が記載されていない場合のほか、個人情報

ファイルを特定するに足りる事項の記載が不十分なため、開示請求に係る自己情報が特定されていない場合等をいう。

なお、開示請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。

(2) 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個別の事案に即して判断をすることとなる。

(3) 「補正の参考となる情報の提供」とは、条例第 8 条第 3 項に規定する閲覧資料等の提示や開示請求書の記載内容に関連する情報の概要等を教示することをいう。

情報の提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

(4) 補正を書面で求める場合は、施行に関する規則第 7 条第 3 項において定める「補正通知書（様式第 10 号）」により通知するものとする。

(5) 本項の規定は、実施機関が必ずしも補正を求める義務を負うものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、できる限り補正を求めることが望ましい。

(6) 本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても開示等請求書の不備が補正されない場合には、補正の意思がないものとして当該開示等請求を却下する。

< 運用 >

1 開示、訂正、削除の請求の受付は、個人情報ファイルを保管している課が受け付ける。利用中止請求は、原則として目的外利用等をしている個人情報を保有している課に対して請求するが、利用等をさせている課に請求することもできる。

2 他の法令等で、閲覧・訂正等ができるものであれば、当該法令等によるべき旨を指導し、また従来から窓口対応で閲覧・訂正等に応じてきたものであれば、この条例の規定にかかわらず、従来どおりの方法で行うものである。

3 口頭、郵送及び電話による請求は、本人の確認が十分に行えないことや請求に係る個人情報が明確に特定できないことなどの理由から、原則的に認めないものとする。

ただし、特段の理由がある場合は、次の方法で行う。

(1) 郵送による開示請求の手続

開示請求については、不当な開示請求による個人の権利の侵害を防止するため、本人確認を行う必要があり来庁を原則としているが、病気等の理由により来庁が困難な者のために、郵送による開示請求等を受け付けるものとする。

この場合、本人確認は、< 解釈 > 2 の書類の写しの提出を求めることとなるが、写しについては改ざんのおそれがあるため慎重に対応すること。

具体的には、

本人に対し、適当な時期に電話又は文書で確認のため照会する。（併せて、開示を求める情報について本人であれば当然知っていることについて質問する。）

本人の了解を得て、提出された書類の発行機関に照会する等の方法により、不当な開示請求に対しての個人の権利侵害の発生を防止するものである。

- (2) 自己情報の開示の写しを郵送する場合には、書類の送付先を確認し、簡易書留により送付するものとする。

第17条の2 自己情報の存否に関する情報

(自己情報の存否に関する情報)

第17条の2 自己情報開示等の請求に対し、それぞれ自己情報開示等をするかどうかを答えるだけで、第13条第4項各号に掲げる情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該自己情報開示等の請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報開示等の請求を拒否したときは、実施機関が定めるところにより、その旨を箕面市情報開示審査会条例(平成8年箕面市条例第3号)の規定により設置された箕面市情報開示審査会(以下「情報開示審査会」という。)に報告しなければならない。

<趣旨>

本条は、自己情報開示等の請求に係る自己情報の存否自体を明らかにしないで、自己情報開示等の請求を拒否することができることを定めたものである。

<解釈>

1 第1項関係

- (1) 自己情報開示等の請求がなされた場合、開示請求等に係る自己情報が存在していれば、開示決定又は非開示決定等を行い、存在していなければ非開示決定等を行うことになる(条例第18条)。したがって、自己情報の不存在を理由とする非開示決定の場合以外の決定では、原則として自己情報の存在が前提となっている。しかしながら、自己情報開示等の請求に係る自己情報の存否を明らかにするだけで、条例第13条第4項各号の非開示情報を開示することとなる場合があり、このような場合には、例外的に自己情報の存否を明らかにしないで開示請求等を拒否できることとするものである。
- (2) 「自己情報開示等をするかどうかを答えるだけで、第13条第4項各号に掲げる情報を開示することとなるとき」とは、自己情報が具体的に存在するかしないかにかかわらず、自己情報開示等の請求をされた自己情報の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合をいう。
- (3) 本条の適用による存否応答拒否は、行政処分であることから、箕面市行政手続条例第8条の規定により処分の理由を示す必要があり、この場合、当該情報の性質、内容、自己情報開示等の請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった自己情報の存否を答えることにより、第13条第4項各号に掲げるいずれの非開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に理由を提示する必要がある。

(4) 自己情報開示等請求の拒否処分に対して、請求者は司法上の救済とともに、行政不服審査法に基づき実施機関に対し異議申立てを行うことができる。

(5) 本条に該当する情報の例としては、次のものが考えられる。

税務調査に関する自己情報

犯罪調査に関する照会内容

2 第2項関係

(1) 本項は、実施機関が第1項の規定を適用した場合は、算面市情報開示審査会に報告しなければならないとするもので、第1項の規定について、実施機関が厳正に適用し運用していくことを図るものである。

(2) 「報告」の方法については、施行に関する規則第7条の2に定めるところによる。

第18条 自己情報開示等の請求に対する決定等

(自己情報開示等の請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、第17条の規定による自己情報開示等の請求があつた日から起算して、自己情報の開示の請求にあつては15日以内に、それ以外にあつては30日以内に請求者に対し、それぞれ自己情報開示等をするかどうかの決定(前条の規定により自己情報開示等の請求を拒否するとき及び自己情報開示等の請求に係る自己情報を保有していないときを含む。以下「自己情報開示等の決定等」という。)を行わなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、自己情報開示等の決定等を行つたときは、速やかにその内容を請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、自己情報開示等をしない旨の決定を行つたとき(自己情報の一部の開示をしないとき、前条の規定により自己情報開示等の請求を拒否するとき及び自己情報開示等の請求に係る自己情報を保有していないときを含む。)は、その理由を同項の書面に付記しなければならない。この場合において、当該決定に係る自己情報開示等を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を当該書面に付記しなければならない。

5 請求者は、第1項に規定する期間(第2項の規定により当該期間が延期された場合にあつては、当該延期後の期間)内に、実施機関が自己情報開示等の決定等を行わないときは、自己情報開示等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

<趣旨>

本条は、自己情報の開示、訂正、削除、利用等の中止の請求に対する実施機関の決定及び請求者への通知について定めたものである。

第1項及び第2項は、自己情報開示等に対する実施機関の決定期間及び延期について定めたものである。

第3項は、実施機関による決定内容の請求者への通知について定めたものである。

第4項は、非開示決定等の際の決定理由の通知について定めたものである。

第5項は、実施機関の不作为による非開示決定等のみなし規定である。

< 解釈 >

1 第1項関係

- (1) 本項は、自己情報の開示等の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して開示の請求にあっては15日以内に、訂正、削除又は利用等の中止の請求にあっては30日以内に可否の決定をすることを定めたものであるが、実施機関はこの期間にかかわらず、できるだけ速やかに決定するよう努めなければならない。
- (2) 期間の起算日及び満了日については、請求書が実施機関に提出された日から起算し、最後の日が満了日になる。ただし、期間の末日が休日に当たるときは、当該日以後の休日以外の最初の日をもって満了日とする。
- (3) 開示日時等の決定に当たっては、担当課は請求者と電話等により打ち合わせるものとする。

2 第2項関係

- (1) 実施機関は、自己情報の開示の請求にあっては15日以内に、訂正、削除又は利用等の中止の請求にあっては30日以内に可否の決定をすることになっているが、正当な理由がある場合は15日を限度として期間の延長をすることができる。
- (2) 「正当な理由」とは情報公開条例第13条第2項の< 解釈及び運用 >と同じである。
(情報公開条例の解釈と運用P31を参照)
- (3) 可否の決定の期間を延期する場合は、実施機関は請求者に対し、速やかに自己情報開示等可否決定期間延期通知書(様式第18号)により、延期後の決定期限及び理由を書面をもって通知しなければならない。(施行に関する規則第8条第2項)

3 第3項関係

- (1) 本項は、実施機関が可否の決定をしたときは、速やかに請求者に通知しなければならないことを定めたものである。
- (2) この通知は書面により行う。

通知の様式は、施行に関する規則第8条第1項で次のとおり定めている。

自己情報の開示の場合

自己情報開示決定通知書(様式第11号)

自己情報の部分開示の場合

自己情報部分開示決定通知書(様式第12号)

自己情報の非開示の場合

自己情報非開示決定通知書(様式第13号)

自己情報の存否応答拒否の場合

自己情報存否応答拒否決定通知書(様式第14号)

自己情報の不存在による非開示の場合

自己情報不存在非開示決定通知書(様式第15号)

自己情報の訂正、削除、利用等の中止の場合

自己情報訂正・削除・利用等中止決定通知書（様式第16号）

自己情報の訂正、削除、利用等の非中止の場合

自己情報非訂正・非削除・利用等非中止決定通知書（様式第17号）

4 第4項関係

- (1) 本項は、自己情報開示等の請求に応じない決定をしたときは、実施機関はその理由を請求者に通知しなければならないことを定めたものである。
- (2) 自己情報の開示請求に対し、非開示、部分開示の場合は、条例第13条第4項各号のどの情報に該当するか記載し、訂正、削除、利用等の中止の場合は、事実の認定や判断内容を具体的に記載する。
- (3) 非開示決定の場合で、その時点では開示できないが、時間の経過により将来非開示とする理由がなくなることがあらかじめ明示できるときは、その理由と期日を併せて通知する。また、「期日」の通知は、開示できるようになる日を通知するものであり、請求者はその期日の経過後、改めて開示請求を行う必要がある。

この場合の「期日」は、おおむね1年以内の確定日をいう。

5 第5項関係

請求者は、実施機関が本条の第1項又は第2項に定める期間内に可否の決定をしなかったときは、非開示決定等があったものとみなすことができる。

この場合、請求者は行政不服審査法に基づいて、実施機関に異議申立てを行うことができる。

<運用>

請求に対する決定の事務処理及び決定通知書の記載要領は、情報公開条例第12条の<解釈及び運用>に準じて行う。（情報公開条例の解釈と運用P29を参照）

第19条 自己情報開示等の方法

(自己情報開示等の方法)

- 第19条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の開示をする旨の決定を行ったときは、速やかに請求者に対し当該情報の開示をしなければならない。
- 2 前項の規定による自己情報の開示は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該自己情報の汚損若しくは破損のおそれがあるとき、その他合理的な理由があるときは、当該自己情報を複写したものにより開示することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書のうち電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。
- 4 実施機関は、前条第1項に規定する訂正、削除又は利用等の中止をする旨の決定を行ったときは、速やかに当該自己情報の訂正、削除又は利用等の中止をしなければならない。

<趣旨>

本条は、条例第18条に規定する自己情報の開示等の決定において、自己情報の開示等をする旨の決定を行った場合の自己情報の開示等の方法について定めたものである。

<解釈>

1 第1項関係

- (1) 実施機関は、自己情報の開示を決定したときは、速やかに開示を行うことを定めたものである。
- (2) 自己情報の開示は、実施機関が「自己情報開示決定通知書」又は「自己情報部分開示決定通知書」で請求者に通知した日時及び場所で本人、代理人又は遺族であることを確認のうえ、開示を行う。

2 第2項関係

開示は、原本を閲覧に供することが原則である。ただし、当該原本が汚損若しくは破損するおそれがあるとき又は部分開示等の場合は、原本の写しを閲覧させることができるものとした。

3 第3項関係

「実施機関が定める方法」とは、施行に関する規則第9条第3項の規定で定めた次のことをいう。

- (1) 閲覧 実施機関が現に使用しているプログラム（電子計算機に対する指令であって、

一つの結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)及び専用機器を使って用紙に出力したもの(画面のハードコピーを除く)の閲覧

- (2) 写しの交付 実施機関が現に使用しているプログラム及び専用機器を使って用紙に出力したもの(画面のハードコピーを除く)の写しの交付

4 第4項関係

- (1) 実施機関は、自己情報の訂正、削除又は利用等の中止の決定をしたときは、速やかに当該個人情報を訂正し、削除し又は利用等の中止をしなければならない。

また、当該個人情報を目的外利用又は外部提供しているときは、この措置を行ったことを目的外利用している所管課又は外部提供先に通知し、利用等の中止を求めるものである。

- (2) 削除、利用等の中止の請求に応じるということは、条例に違反する収集や利用をしたことを認めることである。したがって、同様の方法で収集や利用をしていた個人情報が、請求者以外にもあることが考えられる。

実施機関は、請求者の個人情報については決定によって削除し、利用等の中止を行う義務を負うが、請求者以外の個人情報についても条例の趣旨にのっとり、請求者と同様に取り扱うよう努めなければならない。

第 20 条 費用の負担

(費用の負担)

第 20 条 この条例の規定に基づき、自己情報の写しの交付を受けようとする者は、当該写しの交付及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する自己情報の写しの交付に要する費用の額は実施機関が別に定める額とし、当該写しの送付に要する費用は実費とする。

<趣旨>

本条は、自己情報の写しの交付にかかる費用について定めたものである。

<解釈>

- 1 自己情報の写しの交付の費用は、情報公開条例施行規則別表の項を準用する。(施行に関する規則第 10 条第 1 項)
- 2 写しの送付に要する費用は、実費負担とする。(施行に関する規則第 10 条第 3 項)

<運用>

「実施機関が定める額」は、情報公開条例施行規則別表中で次のように定めている。

(1) 写しの作成に要する費用

種 別	費用の額	
乾式複写機による作成(白黒単色刷り、日本工業規格 A 列 3 番以下の大きさの複写)	1 枚	10 円
乾式複写機による作成(カラー刷り、日本工業規格 A 列 3 番以下の大きさの複写)	1 枚	60 円

備考

- (2) 写しの作成に要する費用は、写しを交付する際に現金により徴収するものとし、郵送による請求の場合は、前納とする。
- (3) 写しの送付に要する費用
請求者から、郵送に要する切手の提出を求めるものとする。

第4章 公正な運営

第21条 個人情報の適正な維持管理

(個人情報の適正な維持管理)

第21条 実施機関は、この条例を適正に運用するとともに、責任の所在を明確にした個人情報の管理体制を定めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、管理する必要がなくなった個人情報については、速やかに、かつ、確実に廃棄し、又は消去しなければならない。

<趣旨>

本条は、個人情報の適正な維持管理に関し、実施機関が必要な措置を講じるべき旨を定めたものである。

第1項は、責任の所在を明確にした個人情報の管理体制を定めることを定めたものである。

第2項は、個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損を防止する措置を講じるべきことを定めたものである。

第3項は、個人情報の廃棄等について定めたものである。

<解釈>

1 第1項関係

(1) 本項は、個人情報の適正な管理と安全保護を図る必要から、個人情報の管理体制を定めなければならないとしたものであり、これは、制度審議会の答申の諸原則の一つである「(5) 個人情報については常に適正な運営と管理がなされなければならない。」を定めたものである。

(2) 「管理体制」とは、<運用>の1の管理体制をいう。

(3) 個人情報は、常に正確かつ最新のものとして維持管理する必要がある。

実施機関の職員は、収集するときはもちろん、利用するときにおいてもその情報について誤りがないか、古い情報や不正確でないかを点検し、常に正確かつ最新の情報に修正して管理する姿勢が必要である。

(4) 個人情報が正確かつ最新でない場合は、そのことを理由として個人情報の訂正を請求されることがある。(条例第14条を参照)

2 第2項関係

(1) 個人情報を記録してある文書等は、業務に使用しているときを除き、常に安全に保

管できる体制を講じなければならない。特に、センシティブな個人情報が記録されているものは、所定のキャビネットに退庁時施錠するなどの処置が必要である。

- (2) 電子的記録・磁氣的記録等は、データが破壊、盗用されないよう適正な場所に保管し、事故を防止しなければならない。（情報システム条例第6条関係）
- (3) 「防止する措置」とは、＜運用＞の2の個人情報ファイルの保管をいう。

3 第3項関係

- (1) 「管理が必要でなくなった」とは、原則として「箕面市文書取扱規程」による保存年限が経過した時点をいう。
- (2) 「確実に廃棄又は消去し」とは、裁断機（シュレッダー）の使用や焼却処分といった方法により行うことである。また、電子的記録・磁氣的記録等は電磁的消去又は溶解等により行う。

＜運用＞

1 個人情報の管理体制のあり方について

情報管理の重要な柱の一つは、管理責任の所在を明らかにすることである。管理責任については、情報の取扱い、流れ、保管の各段階における責任所在を明らかにするため、情報統括管理者、使用責任者等を置く。（情報システム条例施行規則第7条から第10条関係）

2 個人情報ファイルの保管について

個人情報ファイルについては厳重に保管し、情報の漏えいや紛失を防止するため、次のような措置を講じるものとする。

- (1) ファイルは、施錠可能なロッカー・書庫等に保管し、業務終了後は確実に施錠すること。
- (2) ファイルは、必要のつどロッカー等から持ち出し、作業終了後は速やかにもとの場所に返却することとし、机上に放置しないこと。
- (3) ファイルは、権限のある者のみが取り扱うこと。

3 情報の検索について

個人情報の適正な管理には、求める情報を敏速に探し出せるような保管と、目録の整備といった検索の体制整備が重要である。したがって、制度の実施の面から、次の事項に留意するものとする。

- (1) 検索用目録又は台帳を整備することにより、個人情報が特定できるようにする。
- (2) (1)によりがたい場合は、氏名の五十音順、住所の順等に綴ることにより、情報が特定できるようにする。

第 2 2 条 運営審議会

(運営審議会)

第 2 2 条 この条例の運営に関し、実施機関から諮問を受けた事項を審議するため、市に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、前項に規定する審議のほか、この条例の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を申し出ることができる。

3 運営審議会は、委員 9 名以内で組織する。

4 運営審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 個人情報保護の保護に関し、公正な判断をなし得る識見を有する者

(2) 個人情報保護の保護に関係を有する市民団体等の代表者

5 運営審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

< 趣旨 >

本条の規定により実施機関から諮問を受けた事項を審議するための運営審議会を設置すること、及びその組織・運営について定めたものである。

第 2 項は、運営審議会に個人情報保護制度の運営に係る重要事項の建議機能を付与させていることを定めたものである。

第 3 項から第 7 項までは、運営審議会の組織及び運営について定めたものである。

< 解釈 >

1 第 1 項関係

(1) 本項は、個人情報保護制度の適正な運営を確保し、制度の改善を図っていくうえでの重要な役割をもつ機関として、運営審議会を設置するものである。

(2) 運営審議会は、制度の一元的な運用を図るため、市長の附属機関として地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項に基づくものである。したがって市長以外の実施機関もこの条例の規定に基づく諮問等をこの運営審議会に諮ることになる。

(3) 実施機関から運営審議会に諮問する具体的な事項は、次のとおりである。

条例第 9 条第 1 項第 6 号に規定する個人情報の収集の場合

条例第 1 0 条第 1 項第 5 号に規定する保有個人情報の収集目的外利用又は外部提

供の場合

条例第 11 条に規定する保有個人情報を情報システムを利用し、処理する場合

条例第 13 条第 4 項第 3 号の規定に基づき、開示しないことができる自己情報を定める場合

(4) 運営審議会に実施機関から報告する具体的な事項は、次のとおりである。

条例第 8 条第 3 項により行った個人情報ファイルの公示について

条例第 9 条第 2 項により行った本人以外収集の公示について

条例第 10 条第 2 項により行った目的外利用等の公示について

条例第 23 条による自己情報の開示等についての年間の運用状況

2 第 2 項関係

本項は、運営審議会が個人情報保護制度に関する重要事項について、運営審議会自身の発意により、実施機関に対し意見を述べることを定めたものである。

3 第 6 項関係

運営審議会は、個人情報保護制度の運営について審議するため、委員に守秘義務を課すものである。

4 第 7 項関係

運営審議会の組織及び運営に関する事項は、箕面市個人情報保護制度運営審議会規則の定めるところによる。

< 運用 >

1 運営審議会への諮問手続

運営審議会への諮問の手続きは、原則的に次の要領で行う。

- (1) 各担当課は、条例に規定する諮問の必要性について、事前に総務部総務課と協議する。
- (2) (1)の結果、諮問が必要である場合は、実施機関が運営審議会に諮問することとなる。
- (3) 諮問は、諮問書を運営審議会の事務局である総務部総務課に提出することにより行う。(ただし、実施機関が市長の場合は、諮問書に代え諮問依頼書を提出する。)
- (4) 諮問後、運営審議会の答申に基づき行った個人情報の収集並びに保有個人情報の収集目的外利用及び外部提供については、その目的、理由等を公示する。(条例第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項)

第 23 条 運用状況の公表

(運用状況の公表)

第 23 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関の自己情報開示等について、運用状況を取りまとめ、議会に報告するとともに市民に公表しなければならない。

<趣旨>

本条は、市議会及び市民に対する自己情報開示等の運用状況の報告及び公表について定めたものである。

<解釈>

- 1 本条は、市長が毎年各実施機関の運用状況を市民に公表することによって、市民の理解と信頼を高め、この制度の適正かつ公正な運営を確保し、制度の発展を図ることを期すものである。
- 2 公表の方法は、毎年 1 回、各実施機関の自己情報等についての運用状況を市長がとりまとめ、翌年の 9 月末までに書面で市議会議長に報告するとともに、市広報紙により市民に公表するものとする。(施行に関する規則第 12 条)

<運用>

1 公表事項

- (1) 自己情報の開示・訂正・利用等中止の各請求件数
- (2) 上記(1)の請求に対する決定の各件数
- (3) 異議申立ての件数及び処理状況
- (4) 運営審議会の諮問事項の件数及び答申内容

2 公表事項のとりまとめ

- (1) 総務部総務課は、前年度の各実施機関における自己情報開示等の運用状況及び運営審議会の諮問事項を整理する。
- (2) 総務部総務課は、公表事項を取りまとめ、市議会議長に報告するとともに、市広報紙で公表する。

第5章 異議申立て等

第24条 審査会への諮問等

(審査会への諮問等)

第24条 実施機関は、自己情報開示等の決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に規定する異議申立てがあつた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、情報開示審査会に当該異議申立てに係る決定について諮問し、その答申を尊重して、当該異議申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 異議申立てに係る自己情報開示等の決定等（自己情報開示等の請求に係る自己情報の全部の開示、訂正、削除又は利用等の中止を認める旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る自己情報開示等の請求に係る自己情報の全部の開示、訂正、削除又は利用等の中止を認めることとするとき。

2 実施機関は、異議申立てがあつた日から起算して90日以内に当該異議申立てに対する決定を行うよう努めなければならない。

<趣旨>

本条は、自己情報の開示等の決定について、行政不服審査法に基づく異議申立てがあつた場合における情報開示審査会への諮問について定めたものである。

<解釈>

1 第1項関係

(1) 「自己情報開示決定等」には、開示請求等を拒否する旨の決定及び開示請求等に係る自己情報を保有していない旨の決定を含む（条例第18条）。

(2) 「その答申を尊重して」とは、実施機関が答申を尊重すべき義務は特に規定していないが、情報開示審査会制度を設けている趣旨を考えると、当然尊重されるべきものとなる。

(3) 「不適法である」とは、次のような場合等をいう。

異議申立てが、行政不服審査法の定める期間（処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内）経過後にされたものであるとき

異議申立てをする資格がない者からの異議申立てであるとき

異議申立ての記載事項に不備があり、その補正を命じたにもかかわらず補正がされないとき

(4) 「当該異議申立てに係る自己情報開示等の請求に係る自己情報の全部の開示、訂正、

削除又は利用等の中止を認めることとするとき」とは、開示等の請求者が非開示等とされた自己情報のうち一部についてのみ異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る部分について開示等を行うこととする場合を意味し、異議申立人が非開示等を争わなかった部分については、対象とならない。

(5) 異議申立てをする者は、行政不服審査法第15条に規定する事項を記載した書面を実施機関に提出するものとする。

なお、同法第15条に規定する必要事項はおおむね以下のとおりである。

異議申立人の氏名、年齢及び住所

異議申立に係る処分

異議申立に係る処分があったことを知った年月日

異議申立の趣旨及び理由

実施機関の教示の有無及びその内容

異議申立の年月日

異議申立人の押印

(6) 実施機関は、異議申立てに対する決定を行ったときは、決定書により、直ちに異議申立人に対して通知するものとする。

2 第2項関係

異議申立てに対する決定は、自己情報開示等の請求の権利を保障する観点から、その応答処分を速やかに行わなければならない。本項は、異議申立てがあった日から起算して90日以内に異議申立てに対する決定をするという努力義務規定を設けたものである。

第 24 条の 2 諮問をした旨の通知

(諮問をした旨の通知)

第 24 条の 2 前条の規定により諮問をした実施機関は、異議申立人に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

< 趣旨 >

本条は、条例第 24 条の規定により実施機関が情報開示審査会に諮問した場合において、異議申立人にその旨を通知する義務を定めたものである。

諮問をした旨の通知は、施行に関する規則第 11 条で定める「情報開示審査会諮問通知書 (様式第 19 号) 」により行うものとする。

第6章 事業者に対する指導、勧告等

第25条 事業者に対する指導、勧告及び公表

(事業者に対する指導、勧告及び公表)

第25条 市長は、事業者が第4条の規定に違反する行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

<趣旨>

本条は、事業者が条例第4条に定めた責務に違反する行為をしていると認めるときは、市長が事業者に対して、指導、勧告又はその旨の公表をすることができる旨を定めたものである。

<解釈>

1 第1項関係

(1) 条例第4条では、事業者が個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力することを責務として課している。

本条では、更に事業者が条例の趣旨に反する行為をしていることを知ったときは、市長はその是正又は中止を指導し、そして指導に従わないときは、勧告することができることを規定したものである。

(2) 「第4条の規定に違反する行為」とは、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益が侵害され、又はされようとしているにもかかわらず、これを防止するための努力を怠る場合をいう。ただし、その判断に当たっては、条例第6条に規定する適用上の注意にもあるように表現の自由や営業の自由を不当に侵害することのないように十分に留意しなければならない。

(3) 「指導」「勧告」とは、どちらも行政機関のなす事実的行為としての規制的行政指導の一形態をいう。通常「指導」とは、権力的規制とは関係なく独立して行われる行政指導をいい、「勧告」とは、権力的規制に付随して行われる行政指導をいう。本条ではどちらも、権力的規制とは関係なく行う行政指導としてとらえているが、「勧告」に関しては、第2項の公表を背景として、権力的規制に付随して行う行政指導に近いものとしてとらえている。

2 第2項関係

(1) 公表は事業者が条例の趣旨に反する行為をしている事実と、その是正勧告等に従わない事実を世論に訴えることによって、事業者に社会的制裁を課すことをもって条例の実効性を保持しようとするものである。

(2) 公表するものは、次のとおりである。

事業者の氏名又は名称

法人又は団体にあつては代表者の氏名

事業者の住所又は所在地

条例第4条の規定に違反する行為の内容

<運用>

- 1 事業者の行為が条例第4条の規定に違反するか否かは、個々の事例に則し、その業種、取引の相手方、個人情報の種類・内容、プライバシーの侵害の可能性、過去の事例等を勘案して、「表現の自由」や「営業の自由」とのかかわりを考慮して適切に対応するものである。
- 2 公表は、具体的事例の人権侵害の程度や社会的影響等に応じてその方法を考える。

第7章 雑則

第26条 他の法令等との調整

(他の法令等との調整)

第26条 実施機関は、他の法令等の規定により、請求者に対し開示請求に係る自己情報が第19条第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該自己情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

<趣旨>

本条は、他の法令等の規定により自己情報の開示を請求できる場合は、その規定が優先することを定めたものである。

<解釈>

本項は、本制度以外で自己情報の開示が法令等により認められている場合については、その法令等の規定する制度によるものとし、条例は適用されないことを明らかにしたものである。

<運用>

1 他の法令等の規定より開示の手続が定められているものには、次のようなものがある。

<主な具体例>

住民基本台帳の閲覧及び写しの交付（住民基本台帳法第11条・第12条）

固定資産課税台帳の縦覧（地方税法第415条）

選挙人名簿の縦覧及び閲覧（公職選挙法第23条・第29条）

戸籍の謄抄本等の交付（戸籍法第10条）

印鑑登録証明書の交付（箕面市印鑑登録及び証明に関する条例第15条及び第15条の2）

2 法令等の規定による自己情報の開示には、閲覧等の期間、情報の範囲について限定している場合があり、条例の適用を除外するかどうかについては、それぞれの法令の趣旨を踏まえて判断しなければならない。

この場合、情報公開条例第17条の「他の法令等との調整」に準じた取扱いをする。
(情報公開条例解釈と運用P39を参照)

第 27 条 委任

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

<趣旨>

本条は、条例の施行に関して必要な事項の委任について定めたものである。

<解釈>

条例の施行に関して必要な事項については、各実施機関ごとに施行規則その他必要な規程等を定めることを規定したものである。

第8章 罰則

第28条 罰則

第28条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は実施機関から委託を受けて保有個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

<趣旨>

本条は、電子計算機を用いて検索できる個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルの不正な提供行為を、実施機関の職員又は受託業務に従事している者が行った場合は、罰則の対象になることを定めたものである。なお、地方公務員法に定める守秘義務違反に対する罰則の内容よりも重くしている（地方公務員法の罰則と趣旨目的が異なる）。

<解釈>

- 1 第8章各条で定める罰則は、故意による行為のみを対象とし、過失による行為は対象としない。（刑法第38条第1項）
- 2 「実施機関の職員」とは、条例第2条第4号に規定している者であり、「受託業務に従事している者若しくは従事していた者」とは、条例第12条に規定している者である。
過去に「職員であった者」及び「従事していた者」をも処罰の対象とするのは、在職又は従事中に取得した、個人の秘密に属する電子情報の要保護性は、職を辞め、あるいは業務に従事しなくなった場合においても変わりがないからである。
- 3 「正当な理由がないのに」とは、他人の正当な利益や公共の利益に反している場合などをいう。従って、収集等の目的の範囲内で提供する場合や条例第10条第1項の定めに基づいて提供する場合は、処罰されるものではない。
- 4 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に了知されていない事実であって、それを一般に了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの（いわゆる実質秘）をいう。個人の秘密は、個人情報全体ではなく、そのうち「個人の秘密」に属する事項が記録されたものに限定していることに留意しなければならない。実質秘か否かの判断に当たっては、当該個人情報の内容、収集及び利用目的、個人情報が記録されている文書の性質等に照らし、個別に判断することになる。
- 5 「個人情報ファイル（電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの）」とは、条例第2条第5号に定義する個人情報ファイルには、名簿、台帳その他の形態の文書（以下「マニュアル処理ファイル」という。）と電磁的記録があるが、

本条の構成要件に該当するのは、この電磁的記録のうち、個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（以下「電算処理ファイル」という。）である。これは、個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイルが漏えいした場合、マニュアル処理ファイルと比較して、データ・マッチング等による個人の権利利益の侵害のおそれが大きいため、地方公務員法に規定する守秘義務違反の場合（同法第60条第2号：1年以下の懲役又は3万円以下の罰金）よりも重い罰則を科すことにしたものである。

なお、マニュアル処理ファイルに含まれる「個人の秘密」の漏えいは、同法の守秘義務違反により処罰されることになる。

- 6 「その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む」とは、データベースを自分のCD-ROMなどにダウンロードすること等が「複製」に該当し、データベースの内容に変更を加え、データを並べ変えることや選択的に抽出すること等が「加工」に該当する。データベースを自分のCD-ROMなどにダウンロードしたものは、電算処理ファイルでなくなってしまうが、これらを正当な理由なく第三者に提供された場合、個人の権利利益を著しく侵害するおそれ大きいことから処罰することにしたものである。
- 7 「提供したとき」とは、第三者が利用できる状態に置くことをいう。電算処理ファイルをオンラインで送信することや、電算処理ファイルをダウンロードしたディスクをオフラインで交付することなどが該当する。また、「個人の秘密」に該当する事項が表示されたパソコン画面をアクセス権限のない者が自由に閲覧できる状態で放置するなど、事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもあり得る。

< 解釈 >

本条に該当する可能性のある例

職員（又は、受託事務従事者等）が、個人の秘密が記録されているデータベースをフロッピー等の媒体に複製して、業務上必要がない者に提供した場合が考えられる。

第 29 条 罰則

第 29 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

<趣旨>

本条は、行政文書に記録された保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも罰則の対象になること、また、受託業務に従事している者も罰則の対象になることを定めたものである。

<解釈>

- 1 本条は、前条と異なり、個人の秘密を要件としない。
- 2 「前条に規定する者」とは、実施機関の職員若しくは職員であった者、実施機関から委託を受けて保有個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者をいう。
- 3 「その業務に関して知り得た保有個人情報」とは、職員が職務の執行に関して知ることのできた行政文書に記録された保有個人情報及び受託業務に従事している者が業務の執行に関して知ることのできた行政文書に記録された保有個人情報で、自ら担当する職務・業務に関する個人情報のほか、担当外の事項であっても、職務・業務の執行に関連して知ることのできた行政文書に記録された保有個人情報も含むものである。
- 4 「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で」とは、金銭を受領するため、退職後の起業の顧客情報とするなどの自己の利益のため、又は特定の個人を誹謗中傷するためなど、他人の正当な利益や公共の利益を侵そうとする目的などをいい、社会通念に照らし、妥当性を欠くものをいう。

なお、前条においては、「正当な理由がないのに」提供する行為に対して刑罰を科しているのに対して、本条においては「不正な利益を図る目的」を要件としているのは、前者が個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイルのみを対象としているのに対して、後者は、散在情報も含む行政文書に記録された個人情報全般を対象としているからである。

- 5 「提供」とは、第三者が利用できる状態に置くこと、例えば、名簿業者に売却することである。「盗用」とは、盗み利用することをいう。

<運用>

本条に該当する可能性のある例

職員が、職務上知り得た他人の氏名・住所・電話番号を名簿業者に売却した場合などが考えられる。

第30条 罰則

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

<趣旨>

本条は、受託業者の代表者や従業者等が、条例第28条及び第29条の違反行為をしたときは、当該代表者や従業員等を罰するほか、その受託業者も処罰することを定めたものである。受託者は、組織として受託しているものであり、違反行為を行った代表者や従業者等を処罰するのみでは実効性が十分でないことから、受託業者も処罰することとする、いわゆる両罰規定である。

<解釈>

- 1 本条は、個人情報の不正な取扱いを防止するためには、従業者等の義務の実効性を担保するだけでなく、その利益の帰属主体である法人等に対しても当該義務の実効性を担保する必要性が認められることから、両罰規定を設けたものである。
- 2 本条の両罰規定は、現実に違反行為を行った従業者等に対する受託者の選任・監督上の過失を推定する趣旨であることから、受託者においてそれらの注意を尽くしたことの証明がなされない限り、受託者も刑事責任に問われるものである。
- 3 「代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者」
 - (1) 「代表者」とは、法令等を対外的に代表する権限を有する者をいい、例えば株式会社の代表取締役（商法第261条）が典型例である。
 - (2) 「代理人」とは、法令等により法令等を代理する権限を有する者をいい、例えば支配人（商法第38条）がこれに当たる。
 - (3) 「使用人」とは、受託者との雇用関係に基づいて業務に従事する者をいう。
 - (4) 「その他の従業者」とは、受託者の組織内において直接又は間接に受託者の指揮監督の下にその業務に従事している者をいい、受託者との間の雇用関係の有無を問わない。
- 4 「業務に関して」とは、従業者等の違反行為が実施機関からの受託業務に関して行われた場合に限られることをいう。

第 3 1 条 罰則

第 3 1 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

<趣旨>

本条は、実施機関の職員が個人の秘密に属する事項が記録された行政文書を専らその職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して収集したときも罰則の対象となることを定めたものである。

<解釈>

1 本条は、職権濫用行為を対象とすることから、条例第 2 8 条及び第 2 9 条の罰則の場合と異なり、その主体は、実施機関の職員となる。また、条例第 2 8 条及び第 2 9 条の予備罪的性格を有する。

2 「職権」とは、実施機関の職員が有する職務権限をいい、「職権を濫用する」とは、当該職務権限を違法・不当に行使すること、又は職権行使に仮託して違法・不当な行為を行うことをいう。

なお、公務員職権濫用罪（刑法第 1 9 3 条）は、「人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害」することが要件となっており、人に義務のない提供を行わせ、個人の秘密に属する情報を収集した場合には、同条により処罰することができるが、職権を濫用して個人の秘密に属する事項が記録された行政文書を収集しても、人の行為を介在させないで行われた場合には、公務員職権濫用罪では処罰することができない。本条の意義は、このような場合にも処罰を可能にすることにある。

3 「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、当該職員の職務とまったく無関係な目的に利用することを意味し、条例第 2 9 条の場合の自己又は第三者の不正な利益を図る目的であるかを問わないので、個人的な興味、欲求、好奇心等を満たす目的も含まれる。

4 「収集」とは、行政文書の有形の媒体を集める意思をもって自己の占有のもとに置くことをいう。行政文書をコピー機で複写して写しを占有したり、個人情報ファイルを自分の MO ディスクなどに複写することも「収集」に当たる。閲覧することによって、情報の内容を知ることのみでは「収集」に当たらない。収集する行政文書の量は問わないから、一人の個人の秘密に属する事項が記録された行政文書を集めた場合も「収集」に該当する。

「収集したとき」とは、実際に利用や提供を行っていない場合も含まれるものであり、実質的な法益侵害が顕在化する前の収集段階における罰則であることに留意しなければ

ならない。

<運用>

本条に該当する可能性のある例

職員が個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他の課に保管されている特定の人に関する健康診断結果や相談内容を複写した場合などが考えられる。

第 3 2 条 罰則

第 3 2 条 前 4 条の規定は、本市外においてこれらの条の行為をした者にも適用する。

<趣旨>

本条は、条例第 2 8 条から第 3 1 条までの規定は、属人主義によって処罰することを明記したものである。

<解釈>

条例の地域的効力として、条例の効力の及ぶ地域の範囲は当該地方公共団体の区域内に限られ、属地主義を原則としているということが、条例の罰則適用との関係で問題となる。例えば、受託者が市外の事業者であってその業務を市外で行うなど、保有個人情報 が市外で取り扱われる場合において、罰則違反の行為地が市外である場合である。このようなときでも、違反行為に対しては罰則の効力を及ぼすべきである。そこで、条例第 2 8 条から第 3 1 条までの罰則規定が属地主義の例外であることを明らかにし、罰則に規定する行為が市外で実行された場合においても、罰則が適用されるようこの規定を置くものである。

第 33 条 罰則

第 33 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

<趣旨>

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、本人になりすますなどの行為により保有個人情報の開示を受けた者にし、過料を科すことを定めたものである。

<解釈>

- 1 「偽りその他不正な手段」とは、保有個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば、他人の身分証明書等の使用により、他人になりすまして、他人の個人情報の開示を受けることなどが想定される。
- 2 「開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者」とは、条例の規定により開示請求を行い、当該請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定に基づき、実際に当該個人情報を閲覧し、又は写しの交付を受けた者をいう。
- 3 偽りその他不正な手段による開示は、条例で定められた厳格な開示制度の目的を侵害するものであり、開示手続の適正化を担保する必要性が認められることから、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である「過料」を科すこととしたものである。